

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

開会前ではありますが、教育長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

教育長（野田光男君） みなさま、改めましておはようございます。

わたくし、7月11日前高橋教育長の後の大役を仰せつかりました野田光男でございます。

就任してちょうど今日で2ヶ月が経過したわけでございますけれども、行政の仕組みを始めまして、まだまだ分からないことが沢山あります。

当面への課題への対応に追われていると、こういう状況でございます。

議員のみなさまには、総務文教委員会協議会並びに全員協議会でお目に掛かりましたけれども、定例会による本会議への出席は、勿論今日が私にとって初めてでございます。

大変に緊張をしておりますけれども、教育長として下田市議会の権威を損なうことなく、誠意を持って努めさせていただく所存でございます。

また急激な社会の変化の中、教育も変革期を迎えまして、課題も山積しておりますけれども、議員のみなさまのご理解とご支援をいただき、職責を全うしてまいりたいと。このように思っております。

まだまだ未熟者ではございますけれども、どうぞよろしくご指導いただきますようお願い申しあげまして、就任の挨拶とさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（増田 清君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいいたします。

ただいまの議員は定足数に達しております。よって、平成20年9月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より10月1日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は21日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、10番 大黒孝行君と11番 土屋誠司君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、総会関係について申し上げます。

8月27日、平成20年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会並びに伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会による合同促進大会が東京都で開かれ、私が出席をいたしました。

促進大会終了後、伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会の皆さんとともに、国土交通省を初め政府関係機関に要望活動を実施いたしました。

次に、要望活動について申し上げます。

8月18日、伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会の活動として、要望活動が実施され、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所へ私が関係市町の方々と出席をいたしました。

次に、8月22日、国道414号整備促進期成同盟会の活動として、要望活動が実施され、国土交通省へ私が関係市町の方々と出席をいたしました。

次に、8月28日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会及び伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会並びに伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会の活動として、要望活動が実施され国土交通省中部地方整備局へ私が関係市町の方々と出席をいたしました。

次に、議員研修について申し上げます。

7月24日、平成20年度静岡県市町議会議員研修会が静岡市で開催され、8名の議員が出席をされました。この研修会では、静岡地方検察庁次席検事の土持敏裕氏による「裁判員制度について」の説明及び解剖学者である養老孟司氏による「住みよい社会」と題した講演がありました。出席されました議員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

8月22日、香川県宇多津町の議員1名が「下田旧町内地区まちづくりルール提案書の取り組みと検討会の持ち方について」及び「下田市耐震改修促進計画の取り組みについて」並びに「下田市交流居住の応援について」を視察されました。

次に、市長より「下田市振興公社の経営状況説明書」の提出がありましたので、その写しを配付してありますので、ごらんください。

次に、昨日までに受理いたしました要請書1件、陳情書2件、依頼1件でございます。

政教関係を正す会会長の大原康男氏より「白山比咩神社市長参列訴訟高裁判決に関する要請」並びに静岡県保険医協会の間間元氏より「社会保障費の自然増を毎年2,200億円抑制する方針撤回を求める国への意見書採択に関する陳情書」及び「後期高齢者医療制度の撤回・中止もしくは抜本の見直しを求める国への意見書採択に関する陳情書」、共立湊病院組合議会議長の伊藤英雄氏より送られてきました「地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書」提出についての依頼でございます。その写しを配付してありますので、ごらんください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐を朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君）朗読いたします。

下総庶第116号。平成20年9月11日。

下田市議会議長、増田清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年9月下田市議会定例会議案の送付について。

平成20年9月11日招集の平成20年9月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成19年度下田市下田駅

前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、報第3号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第4号 平成19年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、議第50号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第51号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定について、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

下総庶第117号。平成20年9月11日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成20年9月、下田市議会定例会説明員について、平成20年9月11日招集の平成20年9月、下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長

森 廣幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課課長補佐兼国保年金係長 大野信夫、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田眞理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### 一般質問

議長（増田 清君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は7名であり、質問件数は16件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、中学校統合問題・幼児教育について。2、条例・規則・要綱に反した場合の対処・基準について。

以上2件について、11番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） おはようございます。

それでは、中学校統合問題・幼児教育について伺うものです。

中学校の統合問題は、学校再編整備審議会より平成19年12月20日に答申を受けて、教育委員会での審議内容の記載がなく、また、地域住民に対する説明会を開かれないうまま、3月25日に教育委員会は審議会の答申のとおり、教育委員会としての意見もなく新中学校創設を承認したことが、大きな問題であります。

学校統合に関する国の施策は、教育効果や土地の実情に即した統合の実施、住民への啓発など学校統合の基本方針に、統合する場合の規模はおおむね12学級以上18学級以下を標準とすることや、通学距離は小学生4キロ、中学生は6キロを最高限度として、各教育委員会が実情に即した標準が昭和31年文部省通達で示されております。また、学校規模を重視する余り無理な統合を行って地域住民間で紛争を起こしたり、通学上著しく困難な状況を生じさせることは避けなければならないと、教育上総合的に考えると、小規模校の存置・充実のほうがか好ましい場合もあることなどが示され、児童・生徒や学校・地域の実情に合わせていくことをさらに求めたのが、昭和48年文部省通知等があります。これらが、学校規模の適正化について文部科学省初等中等教育局企画官が平成19年1月に教育委員会月報に掲載されており

ます。

学校統合留意事項の小規模校として存置し充実するほうが好ましい、十分に地域住民の理解を得るなどについて、教育委員会はどのように解釈して検討、理解を得てきたのかを伺うものです。

教育委員会での中学校統合決定はこの方法でよかったのか、決定までの経過と内容を伺うものです。

次に、下田市の2分の1の面積から地域的意義等をどのように認識し、学校廃止を決定したのか。学校を廃止すると急激に過疎化が進行することは、多くの事例があります。この点が大きな問題点であり、稲梓地域全体の将来をどのように考慮したのかも伺います。

将来、下田市全体の学校配置について、教育委員会は少人数学校を大人数学校へ統合すると、人口減のみの判断と答申書からは読み取れますが、私は、学区の面積、通学距離、地域振興、10年先の人口減等を考慮しての判断をすべきだったと思います。ただ、少人数になったので大きいほうへ統合ありきであると思いますが、教育委員会の判断基準、検討はどのようにされたのかも伺うものです。

次に、小規模校のよさを生かした下田市教育委員会の方針を突然変更した時期、変更理由を伺うものです。私が前教育長に、下田市は、学校数が多く教育予算は少なく、雨漏りなども直せないことから、教育施設を統廃合すべきと質問したときの答弁には、「下田市は小規模校のよさを生かした教育をしていくので、複式が生じるまでは統廃合はしない」でありましたが、下田市教育委員会は、子供たちの安全、幸せ、通学時間負担増大、父兄の負担の増大をさせることを、急激になぜ方針を転換したのか、また、この方針転換の時期についても伺います。

学級の適正規模について、教育的研究によると1学級20人前後が適当と、文部科学省の研究費補助金研究成果報告書2000年に、学校再編に関する総合的研究があります。今まで下田市の教育委員会の教育方針は、小規模校のよさを生かした少人数教育が適正としてきたことはよしと理解していました。なぜ、適正規模と称して、多人数教育がすぐれていて少人数教育がなぜ悪いのかについても伺います。

突然の変更は、どんな問題が生じたからかなのかも伺います。

平成15年ごろから稲梓中学校が100人ぐらいから60人前後となり、男女のバランスも悪くなったとき、小規模校のよさを生かした教育としてきたことは、当然小規模校の欠点もあることから、欠点を補うことがされていたと思います。どのような工夫がされていたのか、さ

れなかったのかについても伺います。

適正な集団活動ができなくなり、統合しなければならなくなった問題点はどのようなものか、また、どのような工夫や対策を講じてきたのか、こなかったのか、工夫・対策があったならば、どのようなことか伺うものです。

小規模校では社会性・競争心が育たないと言っていますが、ある高校教師は、小規模校・大規模校の差は全くなく、個人差と言っておりました。私も、社会性や競争心が育つのは、家庭教育・幼児教育からの個性の問題であるとは思いますが、社会性や競争心が育たなかった具体的な理由はあったのかなかったのか、その内容について伺うものです。

次に、学校は地域の核であり、現小・中学生の父兄だけの学校ではありません。これから小学校へ入学してくる父兄や地域住民の意見を聞かないで、区長会、現保護者へ統合ありきの説明のみで、教育委員会として中学校統合をこれだけでの判断でよかったのかも伺います。

P T Aの意見をどれだけ聞いて、どのように把握されてきたのかも伺います。

文部科学省の学校統合留意事項にある「十分に地域住民の理解と協力を得る」を、教育委員会で決定する前に、なぜ住民説明会をされなかったのかについても伺います。

統合説明会において、耐震問題以外に、学校・幼児教育施設の雨漏り、床の破損、暗幕など、早急な工事が必要な箇所があることが判明しました。これらに対する費用、計画はどのようなになっているのかも伺います。

保護者の条件つき賛成者には、バス代を現在の自己負担額より増大させない、浄水場前国道に自転車道や歩道が完成するまではバス代を市が全額負担を求めています。これらが解決しなくても平成22年4月統合を進めていくつもりかについても伺います。

小規模校だと専科教員が配置できなくなるとしていますが、過去、主要5教科に教員が配置されていないことを私はずっと指摘しましたが、この状況の改善を県教委の内申にはどのように要望されてきたのか、その結果はどうであったかについても伺います。

次に、幼児教育について伺います。

下田市の少子化は急速に進み、3歳児以下は150人にも満たない状況となっております。下田市の行革において、子供たちの安全の確保は、税の使い道から、最初に改革しなければならない部門です。なぜならば、人口的に施設数が多くて古く、耐震診断の耐震ランクの危険である施設は稲梓幼稚園、白浜幼稚園、大賀茂保育所、吉佐美幼稚園があり、さらに、耐震未診断で危険と思われる柿崎保育所、白浜保育所、下田第3保育所を、早急に安心できる施設での保育が行政の責務であります。また、小・中学校や民間保育園と違い、幼稚園・

保育園に係る費用のほとんどが下田市の税金で賄われているからであります。子供たちの安全の確保、下田市の税の使い方の面から、早急に計画を策定し、実施しなければなりません。

ところが、幼稚園・保育園との縦割り行政から、この部門は延び延びで、依然進んでおりません。そこで、下田市は、昨年4月に学校教育課に子ども育成係を設置し、この両者を統合して幼稚園・保育園の統合計画の促進が期待されていますが、昨年度の1年間、幼保一元化推進委員会は一度も開かれておりません。委員会ができて、統合は進展がありませんでした。現在、この委員会の状況はどのようになったかを伺うものです。

地域保育所の保育料は、均一の9,800円であることを認可保育所と同一算定とし、その額から給食費を控除した保育料にしなければ、公平な負担とは言えません。認可保育所での高額所得者の保育料は、4歳以上で2万5,900円、3歳児は3万1,200円、3歳未満は5万8,800円となっております。保育の内容の差はないのに、下田市の税金から園児1人当たり地域保育所には65万6,527円、民間保育所には17万9,737円、公立保育所には82万7,387円が投入されていることからして、市民に公平な負担をしていただく早急な改革をしなければならず、さらに、園児に安心な園舎をの一日も早い対応が、行政の責務であります。

このようなことから、幼保一元化推進委員会の進捗状況はどのようになっているのか、安心できる耐震園舎への進捗はどのようか、また、無認可保育所、いわゆる地域保育所の保育料見直しは前から質問していますが、そのあたりはどうなっているのか伺うものです。

また、地域保育所に当該地域以外からの児童数はどのくらい入っているかについても内訳を伺います。

次に、大項目の2番目の条例・規則・要綱に反した場合の対処・基準について伺うものです。

まず、教育委員会会議録に要旨、大要の記載がなくとも有効かについて伺うものです。

行政運営は、法令・条例・規則・要綱に基づいての事務執行が責務ですが、教育委員会会議録を見ると、平成17年度までは教育委員会出席者は、委員以外では課長、参事でしたが、平成18年度からはさらに2名の係長とで5名出席して、委員名、発言内容は記載されておりました。教育長報告事項等は、内容の記載は一つもありません。さらに、平成19年度には、議事に対する内容にも記載が一つもなく、会議の録音もとられていないことが判明しました。議事録に内容の記載がないことから、なぜ教育委員会に課長以外の職員が出席するようになったのかについても伺います。

下田市教育委員会は、下田市教育委員会会議規則第19条に教育長の報告事項の要旨、議題



及び議事の概要を記載しなければならないとなっておりますが、内容の記載は皆無であり、会議録の教育長報告事項についての記載は「事務局より何月分の事業報告を聴取し、これを承認」のみの記載で、内容の記載はありません。また、議題及び議事の概要については「事務局より説明を聴取し、原案のとおり承認」のみの記載といった状態が平成19年1月と平成19年3月から平成20年3月まで1年間以上にわたって、記載のない状態が続いておりました。平成19年度の内容の記載がないことをだれが決めたのかを明らかにしていただきたいと思えます。

さらに、市長より議事録の不備を注意されてからも、平成20年5月議事録より審議内容の記載はありますけれども、発言委員名を記していないのは、この問題を教育委員会は深刻に受けとめていないのではと思わざるを得ません。独立した行政組織であり、下田市の教育方針の決定の最高機関において委員会発言者名の記録がないのは、下田市の教育委員会だけではないかと思いますが、ほかの委員会でも発言者名の記載のない議事録はあるものかについても伺います。なぜ、委員名を記載しないのかも伺います。

条例・規則・要綱に基づいた事務執行が原則と思いますが、例規担当としては、どの程度まで許されているのかについても伺います。

今回の議事録に要旨・概要の記載のないこと、1年以上明らかに規則に反していると思えます。これらの対処はどのようになるかを伺い、以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 9月の定例会の開会に当たりまして、今、土屋議員から中学校の統合問題からまずスタートをさせていただきました。今回の議会の中でも、3人ほど議員の皆さん方から、この統合問題につきましてのご質問があるようでございますが、ちょうど今この時期、学校の統合問題が大きな地域の問題となっているというようなことを教育委員会からはよく聞いておりますし、また、稲梓地区の方々からもいろいろ私のほうにもご意見を賜ったりしている状況下の中でありまして、

ちょうど今、この地域も市町の合併問題に取り組んでいる最中でありまして、この市町の合併がなぜしなければならないか、これは、当然今の社会情勢の中、あるいは全国の地域間格差が進んでいる中で、地域住民のために要望にしっかりこたえられるような行政基盤をつくっていくというのは大きな1つの目的であろうかというふうに思います。

今回の学校の合併問題につきましても、やはり、その基本になっているのは、そこに学が

べき子供たちにとっての教育環境というものを一番重視しての統合問題という議論に進めておるわけでありますが、いろいろな意見が今出ている最中でありまして、これを教育委員会のほうから逐次報告を受けながら、今、方向性をしっかりと見きわめていきたいという思いを持っているところであります。

土屋議員も、いろいろ教育施設の統合問題については積極的にやれというようなご意見を、今までの議会の中でも積極発言をされてきたお一人であります。その中で、今、種々の問題が質問がされてまいりましたので、これは、今現在担当しております教育委員会のほうから、しっかりした答弁を後ほどさせていただきたいというふうに思います。新しく教育長も誕生しましたし、また、前教育長ともちょっとニュアンスの違う発言があるうかとも思いますが、その辺は現教育長の考え方、現教育委員会の考え方というふうにお聞きいただきたいというふうに思います。

それから、幼保の一元化の問題に絡んで、幼稚園の統合に沿っていつているのだが、幼保園、いわゆる国の縦割り行政の中で、今までなかなか幼保一元化というものができない中で、学校教育課の中に子ども育成係をつくって、幼稚園の教諭、それから保育所の先生方との交流というものをしっかり視野に入れて、今この交流はしっかり進んでいるわけであります。

平成18年度に浜崎幼稚園を下田幼稚園に統合、平成20年度に稲生沢幼稚園を下田幼稚園に統合しただけではないかということですが、これも、やはり、時代の流れの中で、幼稚園の問題というものをしっかり考えながらの統合がされたわけであります。平成17年3月に出されました一元化の報告以来、国の法律改正とかいろいろな問題があって、特に、我々は、認定こども園とか、そういうことを研究しながら前向きにいろいろ検討してきた経過はあるんですが、やはり、建物の老朽化とか耐震化の問題とか、あるいは、これからの少子化の中で、将来の子供の数の把握、いろいろな問題点を、状況を見た中では、なかなか今の予算執行の中ですぐに取りかかれないという現状があります。

それから、認定こども園につきましても、いい制度なんですけど、全国でもまだ実施をしているところが少ないというような状況下の中で、やはり、これからの国の流れ等も見て、あるいは法的な改正、それから民間の方々の施設の考え方、こういうことを視野に入れながら、当局とすればしっかりした考え方を持っていきたいというふうに思っております。

細かいご質問がたくさんございましたので、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） それでは、よろしくお願いをしたいと思います。

ただいま土屋議員さんのほうからたくさんのご質問をいただきました。私も初めてでございますけれども、できるだけ丁寧にお答えをしてみたい、このように思っております。

それでは、まず最初に、学校統合の留意事項、その中の、小規模校として存置し充実するほうが好ましいのではないかと、十分に地域住民の理解と協力を得る、これについてどのように解釈をして、これまで統合を決定してきたのかという、こういうご質問が最初だったかと思えます。並びに、質問の中の小規模のよさを生かした下田市の十分考慮した方針をどこで変更したのかと、そういうことについてのご質問だったのかと、このように思えます。

まず、議員さんのご指摘のとおり、昭和48年9月27日に、当時の文部省の管理局長の通達によりまして、公立の小・中学校の統合に関して次のように留意をする必要があると、このように通達が出されております。その中には、1点目としまして、学校統合の意義及び学校の適正規模については、通達に示しているところではあるが、学校規模を重視する余り無理な統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には、教職員と児童・生徒との人間的な触れ合いや個別指導面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し、充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。このことを、まず1点目、議員さんがおっしゃられたのか、このように思えます。

もう1点、2番目としましては、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること。さらには、学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も十分考えて、地域住民の理解と協力を得て行うように努めることとここに記載をされています。

したがって、議員さんのおっしゃるとおり、留意事項については、今申し上げました小規模学校として存置し、充実するほうが好ましい場合もあるのではないかと、これが1点目でございます。それから、十分に地域住民の理解と協力を得るように、こういうことが確かに記載をされております。

再編整備審議会及び教育委員会は、決して小規模校を否定しているのではありません。小規模学校の特色ある教育活動ほか、数々のよい面について、私たちも十分承知をしておりますし、小規模校のよさを生かしていく、この方針については、これまでも、下田市だけではなくて、賀茂地区全体の校長会としての方針でもございました。

しかしながら、稲梓中学校におきましては、生徒数が平成15年あたりから、100人以上そ

れまでいました生徒が大変少なくなってまいりました。現在では57人ということで、急激に減少をしてきている、こういう実態がございます。さらには、10年先には45人規模の学校ということが予想されてきております。このような状況の中で方針が変更されたということを理解いただきたい、このように思っております。当然ながら、これだけの急激な生徒減が現実として出てきたと、こういう状況の中では再検討が必要に迫られた、このように言えるのではないのでしょうか。

しかも、このような状況が、これは稲梓地区だけではございませんで、下田市全体にも生徒数の減という状況はございます。平成18年度に設けられた再編整備審議会においては、下田市の小・中学校及び幼稚園の教育環境と再編整備について、そういう意味で諮問をすることになったと、このように理解をしております。小規模校のよさは認めつつも、しかしながら、多様化・複雑化する社会の中で、自らが判断し行動する力、あるいは未来を切り開いていく力、これをつけながらたくましく育ち、社会性、あるいは協調性を養い、向上心や創造性を培い、多面的な思考力や公正な判断力、こういうものを養うためには、私たちはそれ相応の生徒数による学習環境が必要ではないか、このように判断をしまして答申の方向性を承認した、このように思います。教育委員会が統合を決定とのご指摘をいただきましたけれども、教育委員会は、答申を受け、統合に向けて取り組んでいく、このことを承認した、このように理解をしております。

また、十分地域住民に説明をしていないのではないかと、この件でございますが、このことにつきましては、さきの6月の議会におきまして前高橋教育長が答弁をしたところでございますけれども、答申を受け、本年1月下旬から2月末にかけて、稲梓・稲生沢両地区において、区長会並びに保護者に対し4回ずつの説明会を行いました。その中で、絶対反対である、こういう声は聞かれませんでした。通学の安全や通学補助、あるいは制服の問題、給食費の徴収など、こういう質問がございましたので、教育委員会事務局としましては、統合に向けての問題点をこれから解決していくことで、積極的ではないけれども、統合はやむを得ない、このような思いを皆さんが持っているという感触を受けとめまして、教育委員会に報告をさせていただきました。その上、教育委員会は答申を受け、統合に向けて取り組むことを承認をしたと、こういう経過でございます。

その後、まだ住民への説明が足りないのではないかと、不足しているのではないかと、こういう不十分だというお話を受けましたので、7月11日私が就任以降、6回の説明会を開催させていただきました。十分私たちとしては説明を行ったと、このように思っておるところでござ

ざいます。

次に、市域の面積等の問題、これをどのように考慮して、学校を廃止すると急激に過疎化が進行するなど、地域全体の将来をどう考慮したのか、また、将来下田市全体の学校配置への検討はどうしたのか、人口減のみでの判断か、面積・距離・地域等への判断基準はというお尋ねでございますけれども、私たちは、地域の広さによってではなく、再編整備審議会におきましては何度も説明をしまいいりましたけれども、これからおおむね10年先を見通しまして、生徒にとっての教育・学習環境がどうあるべきかという視点で考えてまいりました。

そういう意味では、私たちは、人口減、少人数のよさを決して否定しているのではありません。よさを認めつつも、少人数では体験できない部分があるというこの現実、地域の皆様にはさまざまな学校を残してほしいと、こういう思いがあるということにつきましては十分理解をしているつもりでございますけれども、このことを第一に考え、検討された結果であり、今後も、地域や保護者の皆様にご理解を得られるように努力をしまいいたい、このように思っております。

続いて、20名前後の学級が教育的効果では適正と言われているけれども、なぜ40人学級が適正なのかというご質問のようでもございましたが、私は、少人数教育のよさの意味、これを正しくとらえていきたいと、このように思っております。1人の教師に対して20人程度の学級が最も教育効果が上がりやすい、こういうことについてはよく言われていることでございます。1学級の人数が少なれば少ないほど教育効果が上がるんだということではないと、私はこのように思っております。

それは、例えば40人を超えて41人を仮定しますと、今は40人が1学級の基準でございますので、その半分になって2クラスになるわけです。そうしますと、確かに20人と21人の学級ができるわけです。ところが、今、稲梓中学校の現状を考えてみますと、中学1年生と中学3年生が、生徒数が15人という状況でございます。これは、1学年が15人、なおかつ中学3年生におきましては、15人のうちの男子が4人という、こういう状況があるわけです。ですから、40人学級の40人は多いのではないかと、もっと少なくしろという、そういう意味の少人数の問題と、1学年が20人、あるいはそれ以下、極端なことを言いますと1人になった、こういうような状況を考えてみますと、学習環境としては大きな違いがあるのではないかと、このように思っております。ぜひ、そういうところをご理解いただけるとありがたいと、このように思っております。

それから、続きまして、団体競技ができないとしているけれども、どのような工夫をして、

どのような問題があったのか、このようなご質問ですけれども、先ほど申しましたように、現在稲梓中学校で、1年生は、男子が9人、女子が6人でございます。3年生は、男子4人、女子11人、学年が15人となっております。身体的に大きく差が出始める中学生のこの時期におきまして、単純に男女一緒にやればよいとか、あるいは、異学年合同でいつも授業をすればいいのではないかと、こういうようなことが言われますけれども、それぞれの学年における学習内容も当然違うわけですから、いつもそれをやっていると、これは複式と同じような状況がそこにあると、こういうことも言えるのではないかと。むしろ、今こういう状況で工夫ができない、これが問題があるのではないかと、このように思っています。

学校としましては、異学年の合同でやるという試みはしてきたようではございますけれども、今申しましたように、身体的、体力的、これは皆さん十分ご承知だと思います。中学校1年間で、身長も約10センチ伸びる、これがほぼ平均なんです。そうしますと、中学1年と3年では、身長だけ見ても約20センチの差がある。入りたての1年生と卒業間近の3年生では、ひよっとすると30センチぐらいの、それぐらいの差はあるわけです。そういう現状を見ますと、いろいろ工夫をしろといってもなかなか難しいことがそこにはあると、これも現実でございます。

続きまして、社会性、競争心が育たないことに具体的な事例があったのか、このことにつきましては、私たちも保護者の皆さんと懇談会をする中で、保護者の方から、うちの子は兄弟が2人いるけれども本当に競争心がなくてということをして直接耳にしております。ほかにも、小さいときから学年の序列が固定化していて、あの子には勝てない、うちの子はもうそう思ってきた、これはもうそのまま行くんだらうというお話も伺っております。私は、そういう意味では直接聞きましたので、これこそ具体的な事例ではないのかと、このように思っております。学校は小さな大人社会の縮図ではないかと、このように考えているわけですが、ある程度の子供たち、仲間の中で育つ、その中で本当の意味での豊かな人間性とか社会性、これが育っていくのではないかと、このように思っております。

それから、続きまして、幼保以下の保護者になぜ説明会をしないのか、現小・中学校父兄だけの学校ではない、こういうご指摘ですけれども、7月24日に稲梓の全住民を対象に説明会を実施したわけですが、私たちは、その中に幼稚園・保育園の保護者も来られていると、このように最初解釈をしておりましたけれども、そうではなかったという状況があったようでございます。なおかつ、幼稚園の保護者の皆さんから、説明会を開催してほしいと、こういうような要請も受けております。今後実施をする予定でおります。ただ、幼稚園の場

合には降園時間が違うということもありまして、その点につきまして、今、園と調整をしていると、こういうところがございますので、この件につきましては、幼稚園・保育園の保護者を対象に説明会を今後していきたい、このように思っております。

あと、少し質問の幾つかは課長のほうから説明したほうがいいかと思うことがありますので、最後に近くなりますけれども、過去の主要5教科の教員配置の状況はどうなっているのか、それから同時に特別休暇を2人の先生がとったのではないかとということで、県教委への人事内申はどのようにされてきたのか、こういうご質問がございました。人事に関する件につきましては非公開の事項に当たりますので、具体的な回答は控えさせていただきたいと思っております。

過去に主要5教科の教員が配置されていなかった、この時期があったかというご指摘がありますので、私も稲梓中の過去10年間の教員がどのように配置されているか調べてみました。その結果、過去10年間で、5教科で免許を持っていない先生が配置されたのは、わずか1年間、1教科でございました。しかも、そのときをお願いをした1人の講師の先生は大変優秀な先生であったと。この方については、私も一緒に仕事をさせていただいた先生で、本当に優秀な先生であったなど、このように認識をしております。そういう意味で、私たちとしては、より優秀な先生を配置をしたいと、そういう思いで今まで教育委員会のほうも頑張らせていただいているのではないかと、このように理解をしております。

それから、特別休暇をとったお二人の先生に対する代替措置による先生の件でございますけれども、この先生にかわるお二人の先生をお願いしたわけですが、このお二人の先生も大変熱心な方を配置をしていただいたと、このように私も見ておりました。そういう意味では、特にそういう学校、確かに子供にとって環境が悪くなる、そういう思いが感じられるところには、私たちもできるだけ講師を採用する場合には、優秀で、本当にその先生のかわりになると、そういう先生を充てなければ、これは教育委員会の責任だと、そういう思いで今までやってこられたと思っておりますし、これからもそういう方向でやっていくということは間違いございませんので、そこはぜひ安心をしていただきたいと思います。むしろ、そういう状況ができないというんでしょうか、そういうことを生み出さない、そういう学校の職員体制とか、そういうことにも私たちは十分留意をしていかなければなりませんし、学校にも、職員の組織の活性化、そういうものをこれからもお願いをしていきたい、このように思います。

それでは、少し長くなりましたけれども、残りの質問事項につきましては担当課長に答え

ていただくようにしてございますので、私のほうは以上で終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、残っておりますご質問につきましてご説明させていただきます。

学校・幼児教育施設の雨漏り、床の損傷、暗幕など、早急な工事が必要な箇所、費用はどのようなご質問でございますが、雨につきましては、通常の雨程度では、特に大きな雨漏りがするということ、そして、雨の程度ですとか風向きによって雨漏りがするというような施設というようなことで、大なり小なりが各施設にあるということございまして、特に、稲生沢中学校体育館につきましては、屋根の防水シートが経年劣化によって薄くなっているというようなことで、やや強い雨が降ると雨漏りが生じるような状況でございます。これについては、まだちゃんとした設計ではございませんが、おおよそ2,000万円ぐらいがかかるのではないかなというような報告は、技術担当から受けております。この稲生沢中学校の体育館の雨漏り修繕につきましては、総合計画の中の実施計画の中に、平成21年度に実施していただくというような計画でのせらせていただいているところでございます。

次の、統合のときに稲梓中の生徒のバス代、遠距離通学費の関係なんですが、バス代を現在の自己負担額より増大させない、あるいは、落合の浄水場前国道に自転車道、歩道完成までバス代を市が全額負担を求めているというようなお声があるということでお話をいただいたわけなんですが、そういう中でも平成22年度までに統合を進めるのかというご質問です。

これにつきまして、私ども、これまでの説明会、あるいは保護者との懇談会の中で、通学補助につきましては、ほかの2校、下田中学、下田東中学、こちらでも遠距離通学費を受けている生徒もいらっしゃるわけですが、同じ補助金の要綱でございますので、やはり、他の2校との兼ね合いということも必要だということをお話させていただきます。その中で、稲梓地区は特に範囲も広いというようなことで、一番遠い加増野地区の保護者の方々の負担が今以上に大きくなるということをご希望をできるだけ避けたい、というような方法を検討していきたいということをご提案させていただきます。また、全額を負担してもらえないかなというようなご要望もいただいたわけなんですが、これは、最初にお話があった時点で、先ほど申しましたように2校の生徒のこともございます。そして、補助金要綱も同じものを使うわけでございますので、全額ということではできませんということをお答えさせていただきました。



どのような遠距離通学費の補助要綱にするかということにつきましても、やはり、通学方法も今いろいろ検討しているところでございますが、今後、今議会をお願いしております統合準備委員会というものができました暁には、それぞれの保護者の方々もいらっしゃるわけですので、その方々も含めて、こういう方法を検討したいというようなことで結論を出していただければというふうに思っております。当然、その経過とかそういうものについても、逐次地域の方々にはご説明をしていくという考えを私どもは持っております。

次に、幼保改革の進捗状況ということでございますが、先ほど市長からもお話をいただいたところでございますが、平成17年3月に幼保一元化に向けての幼稚園・保育所の再編計画という最終報告をいただいたわけなんです、これがなかなか実現できなかったというのは、市長も先ほどお話しくださったところでございます。

その後、平成18年度に報告された再編整備審議会の中間答申の中では、残った幼稚園について、その地区の保育所と一体となった施設でやっていくべきだというような答申をいただいたところでございますが、それも、財政の事情もございまして、地域的な事情、そして施設の老朽化、そういうことによってなかなか進まないというのが実情でございます。今申しましたように、保育所並びに幼稚園ともに、どの施設も老朽化しております。それぞれ木造、あるいは鉄骨の木造というようなことになっておりますが、公の施設として耐震化するには、ちょっと耐えられないような老朽施設でございますので、今の施設を耐震化して使っていくということが本当にできるのかというようなこともございます。

そういうようなことから、少子化による今後の児童数、そういうものも含めまして、幼保の再編に向けての計画を立てていきたいということ、これを6月議会でも答弁させていただいたところでございます。その後、当然民間保育所でお引き受けいただく児童数とか、そういうことも我々の再編計画には大事な要素となってまいりますもので、この8月に、民間保育所の方と定員について協議させていただいております。その方向が決まってくれば、また私どもの公立保育所の再編にもつながっていくのではないかなというようなことを考えております。

そしてまた、これは事務局としての考えなんです、白浜小学校を挟んで同一敷地内にある白浜幼稚園と白浜保育所について、幼保園というものが全国に設置されている状況でございます。これは、条例の改正とか、そういうものをしなければならないわけなんです、そういう幼保園を開設できないかというようなことで、今検討をしていきたいというふうに考えております。今、白浜幼稚園の園児数が9名ということで、一桁になっています。そのうち3歳児が1名いるというような状況でございます。保育所につきましては30名程度の子供

がいるということで、あわせて40名。そういう中で、白浜保育所、白浜幼稚園双方の先生方が本当に今努力してくださっております、両保育所と幼稚園の交流が、年間計画を立ててくださいまして盛んに行われておりますことから、そういう幼保園に向けての動きができるのではないかとというふうに事務局では考えておりますので、今後検討していければというふうに思っております。

そして、無認可保育所の保育料を認可保育所の保育料と同一の所得による保育料にしたかどうかというようなお話でございます。これにつきましても、これまでも考え方を述べさせていただいたところなんです、地域保育所は平成18年度に月額9,800円に改正させていただきました。そういうことで、地域保育所はお弁当持ちをしていただいております。そして、公立保育所では給食があるわけなんです、これは、3歳児以上につきましては250円の賄い材料費をかけております。1カ月大体25日ということで、賄い材料費につきましては6,250円、そして、地域保育所の保育料と公立での賄い材料費をあわせると1万6,050円です。そして、現在の公立保育所の平均の保育料の月額が約1万8,000円というようなことで、その差が2,000円というくらいになっております。しかしながら、公立保育所では、当然給食をつくるための設備ですとか光熱水費、そして調理員さんという人件費、あるいは賃金がございますので、そういうことを考えますと、この9,800円はほぼ妥当な額ではないかというふうに考えております。

また、議員ご指摘の公立保育所、そして民間保育所、地域保育所の1人当たりに係る市費のかけ方というようなことでご指摘をいただいているわけなんです、民間保育所が特にこういうことになっておりますのは、ご承知のように、国・県からの措置というものが現在公立にはなくなっております。そういうことで、それを勘案しますと大体75万円ぐらいになるということで、公立の金額、そして地域保育所の金額とさほど差はなくなるというような考えを持っております。

そして、幼保一元化推進委員会の進捗状況でございますが、これは、議員ご指摘のとおり、平成19年度からは開催しておりません。といいますのは、耐震化とか、あるいは施設の老朽化、そして、民間と公の役割といいますか、子供たちをどのように引き受けるかとか、そういうことが今検討され始めておりますので、そういうものを勘案しながら、これからどのように、どの位置に保育所・幼稚園があったらよしいのか、そういうふうなことを案をつくりまして、それについて検討していきたいというふうに思っております。

そして、無認可保育所に当該地域外からの児童数の内訳はというようなことでございます

が、これにつきましては、大賀茂保育所は今57名程度いるわけなんです、そのうち5名でございませう。柿崎保育所につきましては30名ぐらいの中で10名ということで、この10名というのは、須崎の子供、あるいは白浜の子供がいるということでございませう。その入所希望でございませうが、例えば、祖母の住まいがその地域にあるですとか、職場に近い、あるいは職場の通勤途上であるというようなことで、その子供たちがその地域以外から通っているというような実情でございませう。

条例・規則・要綱に反した場合の対処ということでございませう。

ご承知のとおり、会議録につきましては下田市教育委員会会議規則第17条から第21条に規定されておりまして、第19条に会議録に記載する事項を掲げております。1つとしまして、開会及び閉会に関する事項、2つ目、出席委員の氏名、3つ目、教育長の報告の要旨、4つ目、議題及び議事の概要、5つ目、議決事項、6つ目、その他、委員長または会議において必要と認められた事項ということになっているわけでございます。

そして、議員ご指摘の議事の概要の部分です。そちらが不十分ということを再三ご指摘をいただいたわけでございます。委員会においては、委員さん方は真剣に議題につきまして検討をされたということは、ご理解いただきたいというふうに思います。前教育長も6月議会の場で陳謝させていただいたわけでございますが、事務局として、この対応が不十分であったことは、本当に申しわけないというふうに思っております。しかしながら、委員さん方は本当に真剣に審議をさせていただいたというようなことをご理解いただきたいというふうに思っておりますし、また、ご指摘をいただきましたもので、臨時の委員会を開きまして、審議の内容について再確認をさせていただいたところでございませう。

そして、そういう不十分だった会議録が有効なのかというようなご質問でございませうが、そういう中で、議事録署名人となりました委員さんがご署名をされたということで、事務局といたしましては、有効であるというふうに判断させていただきたいというふうに考えております。

それと、教育委員会の中に、最初は課長が出席しておりましたが、途中から係長も出席し始めたのはだれが決定したのかということでございませうが、教育委員会事務局が一時期1局制になった時期がございました。そういう中で、課長が出席して委員会に対応していたわけでございますが、その後また庶務課と社会教育課ですか、そういうふうに課が分かれたというようなことがございまして、そういう中で係長も出席したほうがいいということで、係長が出席するようになったのではないかとというふうに理解しております。

それと、議事録の発言の委員名がないということでございますが、これにつきましては、すぐ隣の伊東市のホームページを見させていただいたんですが、伊東市の場合は、委員長、委員というような記載でホームページには載っております。ほかのところも見たんですが、やはり、委員の名前が載っているところ、載っていないところがそれぞれございました。そういうことでございますので、載せることも載せないこともできるというふうに判断できるわけですが、下田市教育委員会といたしましては、今後載せる方向で検討できればというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 条例・規則・要綱に反した場合の対処・基準についてというご質問に関連いたしまして、教育委員会会議録の不備をご指摘なされた中で、法規担当としてどう考えるかというご質問がございました。

ご承知のとおり、近年、民間、あるいは公務員を問わず、極めて憂慮すべき遺憾な事件が多発しております。これらを背景といたしまして、法令遵守、いわゆるコンプライアンスという考え方が強く求められてきております。これにつきましては、民間、官公庁を問わず、それに向けての取り組みを積極的に進めている現状はございますけれども、とりわけ、我々公務員におきましては、その服務規律の根本基準が地方公務員法という中で明確に規定されております。この地方公務員法の第33条におきまして、職員はその職務を遂行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則及び機関の定める規定に従わなければならないという規定が明確に定められているところでございます。したがって、我々職員としましては、職務と向き合うに当たりましては、この法令・規則を遵守するということが大原則でございます。これを踏み外すことは許されないと、そういう点を十分認識しながら、各職員いずれも公務遂行に当たっているものと受けとめております。

しかしながら、今回議員ご指摘のとおり、教育委員会会議録に不備が所見されました。これにつきましては、我々法規担当としての立場から、担当課にはその辺改善を強く申し入れまして、今後このようなことがないように善処をお願いした次第でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございました。議事録作成のために録音はとってあるのかという質問がございましたけれども、学校教育課長、録音がされているのか。

番外。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。録音につきましては、議員からご指摘をいただいた後の今年度につきましては、録音をとって議事録を調製させていただいているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 2 1 分休憩

午前 1 1 時 3 1 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、11番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

11番。

1 1 番（土屋誠司君） まず、先ほどの教育長の答弁で、教育委員会で学校統廃合は決定したことはないと言うのですけれども、これは決定ではないのですね。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） 先ほど申しましたとおりでございます。教育委員会は、その答申の中に書かれておりました統合についての、その方向について承認をしたと、このように理解をしてございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

1 1 番（土屋誠司君） 承認と決定とか、教育委員会の議事録はみんな承認となっていますよね。では、あれはみんな決定したことではないということですか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） 今申しましたのは、これにつきましては、今までも同様にお答えをしてきていたのではないかと私は解釈をしてございますけれども、教育委員会は再編整備審議会の答申、その中には確かにそのように書いてございました。したがって、最終的に統合するかどうか、それを決定というところまでは、私たちには権限はないのではないかなど、教育委員会としてこのように理解をしております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 教育長、学校の統廃合については、教育委員会の決定が最高機関なんです。そこで決定したやつを市長が受けて、それを議会に上程して、教育委員会のほうで決定しなかったら動かないんですよ。それを決定したことはなかったら、白紙に戻してください。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） 今、何度も申しているわけですが、教育委員会は、学校のあり方について諮問をしたわけです。それについて答申をいただいたわけですが。そして、その答申に向けて、そのとおり教育委員会としては進めていきたいと思います、ということで承認をしたと、このように解釈をしております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 答申は、いろいろなことを調べてくださいで、これでいいですかとやって、審議会はそれでいいんですよ。それを受けて、教育委員会がああだこうだをやって、そこで統合したほうがいいのか、今時期尚早とか、そういうことをやるのが教育委員会なんです。これは、ただ統合を尊重して、そのまま意見も何もないんですよ。それを承認で、こんなことで教育委員会だったら、ないほうがいいんですよ、こんなことでは。何をやっているんですか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、お答えさせていただきます。

下田市の条例の中で、学校の設置の条例があるわけです。それを一部改正、結局、その条例をなくすことで学校の廃止というものが決まるというふうに理解しております。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時51分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、11番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。

言葉のあやの違いといいますが、双方の意見がちょっと食い違ったというようなことで、大変申しわけなかったと思います。

先ほど教育長からもご報告させていただきましたとおり、3月におきましての教育委員会の承認というのは、答申に基づいた方向性で進むということを承認させていただいたということは変わりません。そして、今後、今この議会をお願いしております統合準備委員会等で、統合に向けての内容を検討していただくというふうに思っております。その検討事項が最終的にまとまった時点で、教育委員会がそれを承認して、統合しようという条例の一部改正という議案を市に対しまして上げるとき、それが最終的な教育委員会の決定というふうにとらえております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 今のことは、流れとしてはわかったんですけども、余りにも答申についてうのみで、何も教育委員会が意見なくやったというのは、本当に教育委員会が形骸化したということだと思います。

それから、下田市の2分の1の面積の稲梓についての、今後どうしていくかというか、市町合併をしたときには、人口的には少ないんですけども、市町のちょうど真ん中で大体8分の1ぐらいの面積を稲梓で占めているんです。そこに学校がなくなるというのはどういうことかと、そういうことを心配しているんです。そこがドーナツ現象で何もなくなるというか、今から、人口減もありますけれども、開発によってあるのは稲梓地区だと思うんです。そういうところを1回消してしまったら、もうあとは復活できない。そういう心配があるから言っているんであります。

それから、10年後は1学年140人ですよ。そういうんでも、当局の言う適正規模といえは1校で済む、そういう時代ですよ。そういうことまで考えて、その時点においたら、距離からいったら、自分としては、稲梓と下中が残るぐらいの感覚かなと思います。南だって1つになる。すると大体距離的には等距離ぐらいになるんです。そういうことを考えてやったのかということをお願いいたします。その辺はどうですかね。

こんなことをしていると、少子化に本当に拍車をかけていくんですよ。その辺を、ただ今の父兄と区長会に了解というか、採決をしたわけでないですよ。反対がなかったからもういい、そういう決定をされたということは、そんな教育委員会ではよかったのかと。文部科学省だって住民の意見を十分聞きなさいということになっているけれども、教育委員会は決定

前には何もしなかったんです。前の課長には説明会をすべきだと言ったんですけれども、しないまま3月25日に決定承認したというか、こんなことでいいのかということです。地域の住民に十分説明をして、了解を得られたのか、その辺はどうなんですか。

議長（増田 清君） 当局、答弁をお願いします。

番外。

教育長（野田光男君） それでは、お答えをしたいと思います。

確かに、稲梓地区は大変面積も広いです。ですから、そこに学校がなくなるということについてのご心配はあろうかと思います。この審議会も、中学校は今の子供たちの学びの、学習環境がどうであるのかということをもまず考えました。そのかわり、小学校については、この広い範囲でもありますし、少なくとも複式という事態が起きるまでは、小学校はこの問題についてはできるだけそのままにしておきたいと、こういうことで今まで回答をされてきたと思うんです。ですから、そういう点では、私たちも、先ほど申しましたけれども、今ある子供たちの学習環境はどうなのか、これを、私も含めて心配をしたところでございます。

今ここでこういう話をしているかどうかちょっとわかりませんが、実は、昨日、稲梓中学校の子供たちの学習の状況はどうなのかこの目で確かめに行こう、ということで私と課長と2人で行ってまいりました。ちょうど運動会に向けての練習をしていたわけですが、1年生はむかで競走だったと思います。ところが、わずか15人を2つに分けてむかでをやっているんです。そうしますと、リレーにならないんですよ。2つが一緒に回って、やっと2チームですから、それで競走になる、そういう状況がありました。やはり、この環境でいいのかということを感じました。

それから、3年生は長縄跳びを一生懸命練習していました。全部で15人の生徒で、昨日は欠席が2人いるというお話でしたから、全部で13人でした。13人から回し手を2人抜くと、実際に跳ぶのは11人なんです。だから、そういうことを考えますと、跳んでいる姿も、ただ1列で、ほんのわずかな長さの11人なんです。下中のときも、下中だけではありませんけれども、長縄跳び、あるいはむかで競走は、子供たちが本当に真剣になって、自分たちの仲間、チーム、そういうことを考えながらする競技なんです。そのときの感動を同じように味あわせてあげたいな、そういうことを私も課長も強く感じて帰ってまいりました。

そういうことを考えますと、やはり、今の稲梓中学校の子供たちの学びの状況、環境をぜひ見ていただいて、本当にこれでいいのか、そういう判断も、もちろんされているとは思いますが、私が昨日伺いまして、またそういうことをさらに感じたわけでございます。



そういう意味では、今ある子供たちの教育をどうしていくのか、今の子供たち、今の小学校の子供たち、あるいは幼稚園、保育園の子供たちのこれからの教育、これをどうしていくのか、とりあえず10年間を見越して、まだ市町合併が決定している状況ではありませんので、下田市としてどうあるべきか、これの検討を審議の中でしていただいた、その結果だと思っております。

それから、私はいつも思うんですが、少子化が進んで学校がなくなるのか、あるいは、学校がなくなるから少子化、あるいは地域の過疎化が進むのか、学校についていえば、やはり、学校はどうして生まれてくるのか、これを考えれば、人がいて、子供ができて、そこで初めて教育が必要になって、そして学校ができる、こういう流れなんです。ですから、何も無いところへ学校をつくって、そこに人が集まって、子供が生まれて町がどんどん広がっていくのか、そういうことはないんじゃないか、私はこのように思っています。ですから、決して、稲梓地区を無視をするとか、軽く見ているとか、そういうことではなかったんじゃないか、このように思っています。

それから、反対がなかったから委員会は承認したと、このようにとらえたというのは住民の本当の意見を聞いていないのではないかと、こういうお話でした。これは、今までも何回も指摘をされてきたということは、私も承知をしております。ですから、その話を受けまして、先ほど申しましたけれども、7月11日に辞令をいただいて、その次の日に稲生沢地区の区長さんとの説明会がある、全くわからない状況で出かけて行って、ただ、今までいろいろ新聞等で情報を得ていましたので、こういう方向でいくんだろうな、私も稲梓中学校の6年間の経験がございますけれども、そのときの子供たちの人数、それから職員、そして学習内容、本当に充実をしていたと思います。それと比較して余りにも、今1クラス15人で男子が4人、これは本当にいかなものか、こういう思いを常々持っておりました。そういう意味で住民の説明会にも積極的に出させていただいたつもりでありますけれども、その後、保護者への説明会、もちろん、稲梓地区の住民説明会もさせていただいて、先ほど言いましたけれども、また、幼稚園、保育園の保護者を対象にこれから説明会をさせていただくと、こういうことで、これからも住民の皆さんにご理解を得ていきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 少子化で、そういう運動とかを見てと言いますけれども、そうではなくて工夫がないんですよ。男女のバランスが悪い、これはもう9年も前からわかっている

んです。それを教育委員会は何もやってこなかった。なぜ突然ここで来たかと答えないのですよね。この対策だって、3年前は48人まで下がっているんですよ。そのときはなぜ出てこなかったというか、ここへ来てなぜするのか。聞いたところによると、合併のお土産だとか、そんなこともうわさされていますよ。そんなことに稲梓が振り回されては困りますよ。

今も言いましたけれども、教育委員会で決定する前に、なぜ文部科学省が言っているように、住民の理解を得るために説明会をやらなかったか。それはさっき答えてもらえなかったですよね。なぜやらなかったか。区長会だけではなくて住民の理解を、そういうこともあったかもしれない、そういうことを何もやらないで決定した、そこが一番の大問題だと思うんですよ。

それから、通学費のところですけども、たしか、加増野地域はものすごく負担になるから、6月のときは援助するようなふうでしたけれども、統合の説明会になったら他校との兼ね合いがあって増やせないということと、国道前のところは、課長は、要望してあるから歩道ができるようなことを議会にも言っていましたけれども、今のところ、技術的とかいろいろで不可能だと思うんです。その辺が解決しなければとても無理だと思うんです。この辺はどうなんですかね。

それと、教員の配置ですけども、教育長は5科目が10年間、1年間しかそれはなかったと言いますけれども、いつだったかわからないですけども、ひどいときには理科がいなくて1年間実験をやらなかった、そんなこともあったということも聞いています。それと、稲梓においては、一昨年まで2名同時に特別休暇がいたんですけれども、それとかする前にも、授業が成り立たない先生とか、そういうのが次から次に来ているんですよ。そういうことを言ってきたけれども、前教育長は、それは県教委のことだから自分たちではない。だけど、今回のこういう問題が出て、下田市の教育委員会からこういう人事をしてくれという内申を上げている。それについて、科目とかそういうのはちゃんとやっているかということ調べてたくていろいろ聞いているんですよ。今までずっとそうですよ。だから、5教科については10年間1人であった、では、おかしかったと言っては悪いけれども、そういうのはあったでしょう。数は言わなくても、個人の問題ですけども、そういうことはあったんですよ。毎年というふうにあったんですよ。今はないけれども。

幼稚園・保育園のことですけども、国の方針が、幼保のあれがいろいろ変わっているからと言いますけれども、これは緊急の課題ですけども、耐震で危ないと出ているところへ入れたときの責任がありますよね。民間保育園との兼ね合いとか言っていますけれども、民間

にはある程度入って、市のところは今4園ぐらいあるんですが、それを統廃合することが、これは下田市費を使っているんですよ。学校を行革の上で統廃合というより、幼稚園・保育園を統廃合のほうが、よほど下田市としては財源が生まれてきますよね。そういうことがなぜ進まない。せっかく幼保一元化検討委員会ができたって、もう1年半になるけれども何もやっていない。これでは何だか片手落ちというか、教育委員会が怠慢としか言いようがありませんね。その辺はどうでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） それでは、今お話しいただいた最初の、審議会が承認をする前にもっと住民説明会を開いて十分説明をすべきではなかったのかと、こういうお話があったかと思えますけれども、これも一番最初にお話しをさせていただきましたけれども、答申を受けてから、本年の1月の下旬から2月にかけてということで、区長さん、それから保護者に対して4回ずつの説明会を行ったというお答えをしたわけです。

教育委員会としましては、やはり、今直面している子供たちをお持ちになっている保護者の皆さんの声をまずはしっかり受けとめるべきだろうと、これをまず第一に考えたということでございます。ですから、まずは保護者に聞いて、実際に学校へ上がるのは保護者のお子さんですから、何を大事に審議していくのかといたら、まずは、一番大事にしたいのは保護者の皆さんの声ではないか、このように思っております。それから、その後区長さん。区長さんの立場というのはどういう立場なんだろうかと、それは、区民を代表して、行政のその地区の代表の方ではないんでしょうか。ですから、そういう中で区長さんをお呼びして、そこで説明していく、どうしてもこれも必要ではないのか、このように判断をされたのではないのでしょうか。

ただ、その後、実は、全員にこういう説明会をやるぞ、でもそういうものが開かれていないと、そういうご指摘を受けまして、確かにそうだった、そういうことを私たちも理解をする中で、稲梓地区、それから稲生沢地区に住民説明会を開こうと、こういうことで開かせていただきました。そしてさらには、今お話ししてはいますけれども、これからまだ幼稚園・保育園のというお話も何回もしたわけですが、まだまだ足りなければ、これについて説明をさせていただくことについては、全くやぶさかではございません。ですから、来てほしいと言えば、私たちは出かける覚悟は十分できておりますので、まだまだ十分ではないとこのようにおっしゃられるようでしたら、また説明会を開かせていただきたい、このように思っております。

それから、もう1点、稲梓中学で2人の先生が特休をとってというお話がございましたけれども、もちろん、教育委員会としましては、もうこの人は特休をとるかもしれない、そういう人を配置するということはないと思います。ですから、代替として、かわりに特休をとられた先生の後をお願いするということで、代替講師の方を2人お願いをして、そして、子供の学習にとって支障がないようにと最善の努力を教育委員会もされたのではないかと、このように思っております。

そういう意味では、最近講師をされる方を探すほうもなかなか大変な状況にあるということもあるわけですが、私たちは、先ほど申しましたように、ただ免許を持っているというだけの方ではなくて、資質はどうであるのか、やはりそういうことも面接をさせていただく中で判断をこれからもしていきたい、このように思っております。その辺、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 遠距離通学費の補助並びに落合の浄水場付近の道路の件についてですが、私は一貫して、遠距離通学費の補助につきましては、稲梓は本当に遠いところでありますので、一番遠いところから通う親御さんの負担がこれ以上に増えないような方策を立てたいというようなことでお話しをさせていただいているつもりであります。ただし、今まで歩き、あるいは自転車等で通うお子さんをお持ちの保護者の方には、大変申しわけないんだがバスの負担というものが出てくるということで、申しわけないというようなことを話させていただいてきております。それですので、どういう方法をとるかということも今後検討していかなければならない課題というふうに考えております。

それと、浄水場付近の道路の件でございますが、これは県の土木事務所に建設課長さんともどもお願いに行ったところでございますが、今、ご承知のとおり、河川工事ということで河川側のかさ上げ工事をしております。新たにかさ上げ部分ができます。そのことによって、今までかさ上げしてあるコンクリートの固まりをどけることによって路側帯が少しは確保できるということ、そして、山側については側溝の上にふたを置くことで路側帯を確保できる、そういうことでお話ししてきておりまして、全然変わっていないというふうに理解しております。

そして、幼保の施設、これについて緊急の課題だということ、それは我々も十分承知しているところでございます。市長からも答弁がございましたように、昨今の財政状況の中で、

子供を入れる施設をつくるのがなかなか難しい。現在の施設では賄い切れないというような事情がありまして、なかなか進まないというのが現状でございます。今まで、浜崎、稲生沢につきましては、下田幼稚園に余力があったということで引き受けができたわけですが、ほかのところになりますと地域がかなり離れるとか、そういう事情がございまして、なかなか難しいというのが現状でございますので、市全体の耐震化計画の中を含めまして、どこにどういう施設を設置したらいいのか、また、先ほども申しましたけれども、民間保育所との定員の割り振り等も考えまして、どこにどういうふうに配置していいかということをお早急に検討していきたいというふうに考えております。

また、幼稚園・保育園を何カ所かに集中することによって財源が生まれるというお話があったわけなんですけど、ただ、そこにいる幼稚園の先生、あるいは保育園の先生というものを解雇できるということではございませんもので、確かに臨時の職員さんを若干減らすことはできるかと思いますが、そういう面で、急激な財源確保ができるということではないというふうに理解しています。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） 承認をする前にというお話ですが、これについては答弁をさせていただいたかと思いますが、少なくとも、教育委員会としては最終決定というふうには考えていないわけです。先ほど議論になりましたけれども、答申を受けて統合の方向を承認をしたと、そういうことで、その方向が決まって初めて、こういうことで進めていきたいということでの動きができるのではないかなと、多分このように解釈をされたんだと思いますが、いかがでしょうか。

ですから、逆に、まだどこでも何も決まっていない段階で、こうやろうと思うけれどもどうだろうああだろうという、そういうことよりは、むしろ、受けて、こういう方向で行くということについて説明を一生懸命させていただくと、そういうように皆さんが考えて教育委員会事務局を進めてきたのではないかなと、このように理解をしているところでございます。

十分な回答にはならないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 今のあれは納得できませんけれども、切りがないからやめます。

それと、前から言っていますけれども、保育料の認可と無認可の差、これはぜひやるべき

ですよ。多分高額所得者が行っているんですよ。須崎から、白浜から柿崎へ行っているとか、これは公平にすべきですよ。そういうこともあわせて建物もつくるとかやっていかなかったら、統廃合、ここそ下田市に財源が一番生まれてくる場所ですよ。先ほど幼保の先生は解雇できないなんて、そんなことを言って、では学校はどうなるんですか。解雇になるんでしょう。同じことでしょう。市のことは解雇できない、県のほうは解雇する、それはちょっとおかしいと思います。

それから、最後に、条例・規則に反した場合に、さっき例規担当から、明らかにこれは違反だということですが、違反になったときにはどうするんですか。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 先ほど教育委員会の担当のほうからもお話し申し上げましたけれども、違反という認識では受けとめておりません。不備があったと、そういうことでございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 条例・規則に基づいて事務執行をするに、それに値するものが何もありません。しかも、1カ月、2カ月だったらわかるけれども、1年以上ですよ。これを不備だって、それで済ませるんですか。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 先ほどのご質問の答弁の中に、会議規則第17条から第21条までに規定されております要件、この要件につきましては満足しているというような認識でとらえております。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 要旨とか中身を書いていないでしょう。中身を書けと言われて、市長も、6月も、これでは中身は何をやっているかわからないという答弁をしているでしょう。しかも、1年以上ですよ。課長も、会議録を書かなくなってからその中に同席して入っているわけでしょう。なぜそういうことをしなかったかと聞いたって、答えないでしょう。この辺をちゃんと答えてくださいよ。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） この件につきましては、私が就任しましてから、4月に土屋誠司議員さんからご指摘をいただいたところでございます。平成18年の内容について、私も

見てきたわけですが、本当に簡単な記載にとどまっていたというようなこともございまして、平成19年につきましても、そういう記載がほとんど変わらないというような感触を持っていたわけでございます。指摘を受けてから私も見直したところ、確かにこれでは本当に審議内容が明確に伝わらないということがわかりましたもので、そこでそれ以降の教育委員会についてはちゃんと記載いたしますというようなことで、議員とお話した記憶がございます。ですので、平成20年度になってから、そういう不備につきましてはないというふうに思っておりますので、今までの不備なことについては、何とかご理解いただきたいということをお願いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君） それについては、内部での検討は、今してきませんでしたので、どういう理由かというのは……

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君） すみません、その辺につきましては、今お答えする状況にございません。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願いを申し上げます。

質問の途中でございしますが、ここで午後1時20分まで休憩したいと思います、よろしゅうございましょうか。

それでは、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 1 時 2 0 分休憩

午後 1 時 2 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 1 分休憩

午後 1 時 4 3 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、11番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

学校教育課長（名高義彦君） 議事録の記載の不十分だったことにつきましては、本当にご迷惑をおかけして申しわけないというふうに思っております。そのことにより疑惑を招くような結果になってしまったことにつきましても、重ねておわびを申し上げたいと思っております。今まで不備な点について、各人が会議に出席したときに残したもの、あるいは記憶をたどりながら、できるだけ不十分なところを補ってまいりたいというふうに思います。

今後ですが、先ほども答弁させていただきましたが、この4月以降につきましては、テープをとりながら、そのテープを起こしながら議事録をつくっておりますもので、そういうことがないというふうに思っておりますが、今後とも十分審議内容等がわかるような議事録作成に努めてまいりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 議事録については、今後気をつけるというけれども、ぜひ、これだけは要望というか、やっていただきたいんですけども、議事録を記載しなくなったことの原因と、なぜそうしてこなかったかというのは再調査していただきたいと思っております。

それと、議事録に内容の記載は2年前までは読み上げてちゃんとやってきたんですけども、今回からなくなったということは、これは、例えば、ほかの議会の委員会等々は、議事録は一方的につくられて、そのままですよね。委員も……と思っておりますけれども、教育委員会の場合は、次回の教育委員会でそれを読み上げて、全員が了承しているんですよ。それがこんな不備な状態を1年以上続けたということは、とんでもないことだと思う。明らかにこれは規則に違反していると思うんです。違反しているかしていないかは、再度調査して回答をお願いします。

以上、終わります。

議長（増田 清君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。1、下田市海水浴場について。2、下田市の経済活性化について。3、市内各小学校へのAED（自動体外式除細動器）の設置について。

以上、3件について6番 岸山久志君。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 清正会の岸山久志です。通告に従い、順次質問させていただきます。

今年の夏は、海外旅行に行くのを控えたり、避暑地においても手ごろな近場に行く人が多くなり、熱海においては近年にないにぎわいとなり、来遊客は昨年16%アップ、サンビーチにおいては11万人の海水浴客の来遊となりました。下田においても、台風も来ず、また、



天候のよさも味方して、6月、7月の来遊客は約60万人、昨年比13%のアップとなりました。

白浜大浜においても34万人の海水浴客のにぎわいとなりました。しかし、残念ながら、財布のひもはかたく、売り上げの増加に比例しないというお店の声も多く聞かれました。

今年の白浜大浜は、当局も毎日パトロールをしたり、また、浜地内の不法営業・デリバリへの注意の放送などが功を奏して、大きなトラブルもなく、平穩に夏期対も終わりました。しかしながら、相変わらず不法営業とデリバリは現存しています。今年浜地に出てパラソルなどの貸し出しをした原田区は、売り上げ的には昨年よりダウンしたそうです。また、デリバリも7業者あり、その売り上げは一夏約9,500万円と予測されます。その莫大なお金が、7業者のほとんどは都内の飲食店などを営業している人たちが経営しているようですので、ほぼすべての売り上げ金が下田に落ちず、外へ流出してしまっているわけです。当局は、この不法営業・デリバリに対して今後どのような対処を考えているかお聞きします。

また、1つの問題として、ごみの処理費があります。今年は3カ所のごみ箱で170万円の処理費がかかりました。1カ所につき約56万円、実際は、あと2カ所くらいごみ箱が欲しいのですが、とても予算が足りません。ごみの処理業者も事情を知り、料金をとても安くしてくれているそうです。このごみは、大きな割合をコンビニのごみが占めています。その関連の企業からもごみ処理の協力をしてもらっているとはいいますが、とても賄い切れません。このごみの処理、また処理費に関して、市当局はどのような考えを持っているかお尋ねします。この白浜大浜の浜地に散在するごみは、毎日夕方、地元の方やライフセービングの方々がボランティアで掃除をしてくれているそうです。

今年は、デリバリによる横断歩道入り口の客引きも目立たず、白浜大浜の印象は割とよくなったようですが、相変わらず人の横断による車の渋滞が頻発し、特に、夕方の浜地から海水浴客の横断による移動で慢性的な渋滞が起き、非常に迷惑しております。市としては、この交通渋滞に対して何か対応策があるのかお尋ねします。今年の白浜大浜に関しては、近年になく平穩な年であったとのこと。

次に、昨年から南伊豆の中木が人気のように、ヒリゾ浜への渡船による磯遊びやシュノーケリング、また、ヘルメット式の呼吸器による海中散歩などが話題を呼び、中木は車が入り切れないほどの人気だそうです。中木は、入れば駐車料金、ヒリゾ浜の渡船代は大人1,000円、海中散歩は6,500円の料金がかかります。しかし、たとえお金がかかっても、ほかの海水浴場と何が違う、何か差別化がある、それがあれば観光客は来るのです。

そこで提案ですが、下田にある海水浴場の有料化はいかがでしょうか。例えばですが、入

り口が1カ所の外浦海岸を有料化して管理してはどうでしょうか。この外浦海岸は、日本で一番安全・安心、なおかつ家族全員が楽しめるなどをアピールして、例えば、救助にジェットスキーなどを使うライフセービングの徹底、また、シャワー、トイレ、着がえの部屋などの完備は当然のことで、磯辺を開放してシュノーケリングも自由にさせる、そして、その開放の保証は有料化の中で賄う。また、舞台などを設置して芸能などのイベントを行う、そして、今年問題になった例のアマモも、来年多分生えてくるでしょう。この問題なども有料化の中で解決させる。ほかの海水浴場とは違うというところがいろいろあれば、まだまだお客様に喜んでいただき、また、勧誘につながるのではないかと思います。当局としてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。下田はすばらしい自然があります。この自然を大いに利用しようではありませんか。

次に、日本全国的に物価の高騰による景気低迷というより、景気の後退が問題になっています。下田においても、先ほど言ったように、お客さんは増えても売り上げが増えないという状況にあり、相変わらず不景気の嵐です。そんな中、7月19日から始まった国際カジキ釣り大会は、30回という節目の記念大会でもあり、参加艇は114隻、総参加人数は750名以上に上りました。今年は釣れたカジキの数も過去最高の77匹と、最高に盛り上がりました。また、下田における経済効果は、ヨットレースは含みませんが、使用経費が約7,600万円、少なめに計算してもこの金額です。昨年と比べ25%も増えました。この金額の2.5倍が経済波及効果と言われますので、約1億9,000万円の経済効果が下田にあったということです。国際とつくカジキ釣り大会は日本で下田だけという利点が、年々参加が増加する原因と思われます。東京テレビの番組で、ビルフィッシャーでカジキを釣るところが取り上げられました。2時間番組の中でかなりの時間を割いて放映されました。このようにマスコミで、間近に釣れたばかりの150キロの本物のカジキが見られますなどとどんどん宣伝していただければ、誘客においても大いなる可能性を秘めたイベントと思われます。

今年は、市当局も積極的にサポートしていただき、対外的にもとても効果がありました。今後もますますの応援をお願いいたします。今年は、初めて20万円の予算をつけていただきました。次期は、サポートクラブからの要請もあり、経済効果の1億9,000万円のせめて100分の1程度の予算づけをお願いしていただきたいと、市当局の意向をお伺いいたします。

また、今回あじさい園の整備ということで300万円の補正が出ています。前回否決されたあじさい園有料化に伴う補正かと思えます。前回は、有料化して、その収入から有料化にふさわしい園にするため300万円の整備をするという話でしたので、その300万円かと思

います。先ほどの海水浴場の有料化のときに話しましたが、日本でほかのところがない、ここだけというような差別ができるだけの整備ができれば、それなりの効果も期待できると思います。そこで伺います。今回の整備において、下田あじさい園としてどれだけの整備をし、他のあじさい園と違う特色を出すのかお尋ねします。

また、あじさい祭において、来年も駐車場はシンプレクスを例年のように借り、船で送り迎えということだと思います。このことによって、旧町内に観光客が歩かないという問題点です。商連の方々たちもいろいろ考えやっけてはいましたが、いま一つ効果が薄いようです。あじさい祭の観光客をいかにして旧町内へ散策させるか、市当局のお考えをお伺いします。また、1カ月間という期間も長過ぎるのではとの声も聞きます。このことも含めお尋ねします。

これから、市町合併に伴い、観光の形もよりマクロ的な視点になると思います。それでなくても、年々観光の形態が多様化している中で、この合併というチャンスに、景気の動向にも観光の多様化にも動じないどっしりとした観光づくりを、一つ一つのイベントから、一步一步市民の手でつくり上げていきましょう。

次に、市内7小学校へのAED（自動体外式除細動器）の設置についてです。前回、市内4中学校には設置されましたが、小学校については見送られました。そのときの答弁で、次回はとの答えを聞きましたが、命にかかわることなので、再度質問させていただきます。

年々多くの、学校ばかりでなく、さまざまな施設にも設置されているAED、今や一家に1台と言われるようになりました。これから起こるであろうと思われる地震災害の避難場所にもなっている各小学校へのAEDの設置をお願いします。

AEDには子供用もあるとのことですが、大人用でも子供に使えるとのこと。小学校高学年になれば、AEDは十分取り扱えます。命の大切さを教える教育とともに、AEDの設置をぜひお願いいたします。子供は日本の宝です。事故が起こって、あのかたAEDがあればでは悲し過ぎます。

以上、下田が日本の経済振興の先進地になることを望み、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 今年ガソリンの高騰ということで、大変お客様の入りを心配しておったんですが、夏の総決算という中で65万人の海水浴のお客様が来られたという報告を受けまして、とりあえずほっとしているところでございます。

その中で、毎年課題になっております白浜大浜の不法営業ということで、例年のとおりの

追いかけてごっこ的な形になっているわけではありますが、私自身も、今年は8月16日の土曜日、一番忙しいときに浜地をパトロールさせていただきました。その中で、特にデリバリのご質問がございましたが、お伺いしたんですが、この土日という中では、デリバリに張りつく人間が200人近くいるというお話でございました。そして、ノルマ的には2万5,000円から3万円のノルマが課せられていると。ということは、単純に計算しますと、2万5,000円で200人ということは500万円、3万円ですと600万円、こんな大きなお金が本当に動いているのかなというふうに思ったわけですが、そういう実態がありまして、私の目の前にも、何人かの若いギャルが注文表を持って回っている、あるいはお客様の注文品を届けているという実態に会ったわけがあります。

そういう中で、この問題につきましては、当然担当課としても、この夏が終わった中で夏期対の反省会をしておる中で、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、どういうわけか今年の白浜大浜は平穏だったという、ちょっと質問の中にありましたけれども、私が夏期対の責任者に聞いた中でも、何かうまくいっていると、こういう発言があったわけがありますけれども、その辺がどういう意味合いになって、今後対応していく一つの考え方になっていくのかということで、私もそれを承ったわけがあります。

今年は、このデリバリのほかにパラソル関係も、夏期対を受けていただきました原田区が浜地へ進出をしていただきました。その現場にも行ったんですが、確かに、浜地に入ったところで、原田区のパラソル、それからベッド類を貸している場所、これはしっかりした場所をちゃんととってあって、その周りでほかの業者がやっている。要するに競合しているような現場に立ち会いました。どのような売り込みをしているのかなとしばらく見ておったということに対しましては、やはり、我々がそばにいるということで、業者のほうはそれほど強い勧誘という態度は見せませんでした。また、横断歩道を渡ってくるときに、執拗な勧誘もありませんでした。原田区の方々が、区の方々なのかアルバイトの方なのか、たまたま知り合いがいたものですかからお話を聞いても、やはり、商売熱心さというのがちょっと違うなという。片一方は、もうしゃにむに借りてもらうという姿勢と、いわゆる1日の日当で働いている方々の温度差みたいなものを、実際には感じてきたわけがあります。

こういう中で、デリバリにつきましては、7業者が出ておるといようなお話を聞きました。この人たちは、ほとんどが、いわゆる浜地の中に本部があるわけではありまして、浜地外から入ってきて、あるいは注文を受けて出て行って、また物を持ってくるということで、この取り締まりとか対応につきましては、大変苦慮しているという状況でございます。ただ、

お客様の面からすると、国道を渡って何かを買いに行かなくても持ってきてくれるということでの利便性みたいなものを感じているように、私どもは感じたところであります。

今後、この問題につきましては、毎年のごことでございますので、特に、夏期対の皆さん方と詰めていく。それから、今年の中で、道路が案外込まなかったという状況も踏まえて、来年がどういうふうな推移になっていくか全くわからないわけでありますので、この辺も踏まえて検討していきたいというふうに思います。

あと、南のほうの、例えばヒリゾ浜の関係というような事例が出されまして、大変中木海岸がにぎわったというようなお話を聞きまして、大変すばらしい、秘境と言われている、船でなければ行けないところでありますから、年々口コミとかマスコミ報道によってお客が増えていることは事実であります、現実には、やはり大変狭いところでありますから、また、中木のところも車等もたくさん置けないということで、南伊豆の発表では2万3,000人ぐらいというのが、一夏の中木海岸の総決算というような形で考えておりますと、大変人気のスポットでありますけれども、例えば、下田の田牛が3万3,000人とか、外浦海岸で4万6,000人というお客様を集めているわけですから、そういうのと比べますと、やはり、人気度みたいなものは、話題性はあるんですけども、実際の集客力というのは下田のある程度の海岸には及ばないという中で、よそのあれは大変よく見えるものだということで、下田もそういう秘境があれば、当然ながらお客様はたくさん来るわけでありますけれども、現状の浜地の中でのあれでいけば、ただ、ヒリゾ浜は中木海岸、これは弓ヶ浜に続いて南伊豆の人気スポットになっているということのお話というふうに承っていきたいと思います。ただ、海中散歩につきましては、前年を下回ったというような結果が出ているようでございます。

もう1点、大浜のほうのごみ処理の問題でありますけれども、これもやはり毎年のごことでございまして、海水浴客が置いていくごみを処理するのに大変大きなお金がかかっております。今年も約180万円ほどかかったというふうに報告を聞いております。この財源は、当然のことながら、夏期対、下田市から出る補助金、原田区のほうからの補助金、それから受益者の負担金、協力金、こういうものが主な財源となって支払われているわけでありますけれども、この費用を少しでも少なくしようということで、夏期対のほうでは、いろいろ業者、例えば、今言ったコンビニ関係とか、漁協さんとか、関係の業者、こういうものを交えた中で、今年はしっかりと、このごみの問題については事前に打ち合わせ会をやらさせていただきました。大きな改革というのは出なかったんですが、夏期対の事務局長さんに聞きましたら、こういう話し合いの中で、週に1回毎朝5時から、100人から120人体制でごみをきれ

いにしていると、こういう形で周りの関連の方々にも参加をいただいたというような報告を聞かせていただきました。こういう中で、来年度も、やはり、コンビニ関係、それから関係ホテル、漁協、自己責任によったごみの処理というものに協力をさせていただくことで、対策費が少しでも軽減できるように話し合いを持っていきたい、こんなふうに思います。

道路関係の渋滞でございますけれども、浜地の前、いわゆるホテルから白浜神社の間約200メートルでありますけれども、ここに5カ所の横断歩道があります。ここが8月の上旬近くになると一番込むために、大きな交通渋滞が発生をするということで、毎年悩みの種ありますが、今年は、見た限りではそんなに大きな渋滞が発生しなくて、ただ、やはり、祝日関係の夕方には、少し下田のほうの途中まで長々とつながったという光景を見たことがあります。

そういう中で、原因はといえば、皆さんご存じのように、当然あの横断歩道を渡らずに五月雨的に海水浴客がどんどんあそこを渡ってしまうということで、車も安心して走れない中で、のろのろ運転、あるいはストップする、こういうのが原因であります。例えば、この5カ所に仮設の信号をつけるなんていう話も出たんですけれども、これはまず無理であって、逆に、つけても、かえってそのために渋滞が発生するという原因になるかと思うんです。警察のほうにもお伺いしたんですが、公安委員会で、夏だけの期限設定の信号というのは当然認められないというようなことのお話でございました。

ですから、この8月の一番込むときに、何らかの形で交通整理をする人間、要するに、車を走らせるときは走らせる、人間が渡るときにはある程度とめて、それで一気に渡るというような仕組みを整理する人間が張りつけば、若干でしょうけれども、緩和につながるのかなということで、これもまた夏期対の中で、夏期対を受けているほうでそういう手当ができるのか。特に、白浜なんかの場合ですと、夏の花火大会のときにそういうシステムをとりますよね。ですから、やはり、何かこうした指導ができるような人たちの配置みたいなものが、特に、そういう渋滞の出るほんの期間なのかと思いますけれども、そういう指導員ができれば、少しは解決になるのかなというような思いを持っております。

それから、海水浴場の有料化というようなお話が出ておりましたけれども、これは、問題点とすれば、我々も前に考えたことがあるんですが、議員のほうからは、特に外浦海水浴場という形も出たんですが、これは、行政が指導してそういうことをするということは当然できないわけでありまして、夏期対という制度上、県知事の許可を受けて、下田市がその間だけ占有をしているというような状況下の中で、あくまで公の施設ではないものですから、ち

よっと難しい考え方かなというふうに思います。

そういうことをやれば、今年問題になった外浦のアマモのあれも、当然また来年出てくるだろうということでございますけれども、今後市のほうとすれば、今年ということで補助をさせていただいたんですが、当然のことながら、砂の下に埋まっている地下茎ですから必ずまた出てくると思います。しかしながら、それに対しては、区のほうとすれば、今度は地元で全部、テングサをとるときにひっかけるあれがありますよね、あれでもって、船で、出てきたものはちゃんと区が責任を持って整備をしますというご返事をいただいていますので、アマモのほうについては、何とかなるんではなかろうかなというふうに考えておるところでございます。

それから、カジキ大会の関係でございますけれども、今年は第30回ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、歴代でトップであろうと思われましても、77匹の釣果があったということは、大変素晴らしいことだったというふうに思います。ちょうど、あの大会1週間前に、黒潮が急激にこの大会のエリアのほうに近づいてきたんです。また、その前に梅雨明けがあったということで、水温が大変上がりました。26度から28度ぐらいというふうに聞いていますけれども、まさにベストコンディションという中で、今年はこのカジキ大会が行われたということで、ちょうど私はニューポートへ行っているときだったものから、今年が一番いいときにいなくて大変残念だったんですが、帰って来てから、岡田会長とかいろいろな方から、すごくよかったというお話を聞かせてもらいました。初日41匹、それから2日目と3日目が18匹ずつということで、合計77匹。それから、そのうちの51匹をタグ・アンド・リリースで流したということで、IGFAのクレイマー会長さんも来られておって、その状況を見て素晴らしいと、とったものを上げずにリリースをするという、ここまで日本のカジキ、下田の大会で実行されているというのを目の当たりに見て大感激して帰られたというようなお話も聞きました。

そういう中で、今全国でこのカジキ大会がいろいろな場所で行われています。特に、和歌山の串本とか、銚子沖とか、それから、この近辺ですと御前崎が今大変力を入れて、ちょうど下田の大会の1カ月後に御前崎がカジキをやっています。ですから、本来だと、年によっては下田より御前崎のほう釣れるというようなことがあるんですが、今年はまさに下田の黒潮の接近によって、大変自然に恵まれたという中で大盛況であったというふうに聞いております。ただ、国際カジキ釣り大会という名称、それから、JGFAが一番力を入れているのはこの下田の大会でありますから、今後も、先ほど議員がおっしゃったような経済効果

が、燃料にしても、地元のホテルを使う、それから料飲店の関係とか、お土産も何百万円というお土産が出されておる、こういうことを考えると大変な経済効果があるということで、前には観光協会経由である程度の補助金を出していたと思いますが、大分補助金が削減する中で、近年ちょっとお恥ずかしいような補助でありますので、ぜひまた、今年の反省を見て、少し前向きな検討をさせていただきたいというふうに思います。

下田公園のあじさいの問題であります、今回補正の中で300万円というようお願いをするわけでありまして、これにつきましては、やはり、先ほど議員がおっしゃったように、何かよそと比べて特筆したものがなければお客は来ない、まさにそのとおりだと思います。こういう中で、このあじさい園の整備というものにつきまして、本年度は、特にあじさいの補植、それから木々の間伐、それから、看板関係が大分傷んでいますので、この辺の看板関係の整備というのに重点を置いた形で考えさせていただいております。

今年、あじさい園のお客は大変減りました。昨年と比べますと、やはり、この6月の期間雨が多かったんです。昨年は、雨天がこの1カ月で7日間でした。今年の6月は13日間も雨に降られたんです。少しぐらいの雨だったらいいんですが、特に、土日にかけてとんでもないような大雨が降りましたもので、この関係で、一番お客が来るときにお客が来れなかった。これも自然の結果でありますからやむを得ないんですが、特に、町中にお客を導入しようということで、商店街の皆さん方が大変努力してくれまして、阿波屋いっぷく堂において抽せん会等もやっていただいたんですが、本年度は約1,750人ぐらい阿波屋に寄るお客が減りました。1,750人といっても、8,000人ぐらいしかそこへ寄らない中での1,750人の減りですから、大変大きな数字というふうに我々はとらえています。

しかしながら、その中で出てきたアンケート等を見ますと、アジサイに対しては、お客が大変評価をしています。多くの方が、アジサイのすばらしさは日本一だというような言い方もされておりました。それから、町中の花が大変きれいだということと、逆に、町中に入るとまどが浜に帰る道がわからないと、渡し船で来て、入ってきたら、今度はそこまで行く道が全くわからないというような苦情もあったというふうに聞いております。それから、商店街に活気がない、こんなすばらしいアジサイは初めて見ました、それから、期間は6月10日から7月10日にしてみたらというようなことを言っている人もいました。町中に温泉がある、いろいろな足湯があったり、手湯があったりするわけですが、これに対しても大変びっくりしたとか、いろいろな多くのアンケートが出ておりますので、この辺を参考にしながら、またアジサイ政策に取り組んでいきたいというふうに思います。



先ほどのあじさい園の整備につきまして考えているのは、よく言うことなんです、まさに旧町内にとりましても大変大きな公園というのは宝なんです。あれがただ自然のまま全部ほっぽっていても、お客さんがどこまで魅力を感じてくれるかわからないという中で、アジサイの補植の整備とともに、今後できる限りあそこをいろいろな面で整備をしながら、お客様があこの公園を目指して来てくれるような観光政策というのを打っていきたいというふうに思います。それによりまして、ペリーロードとのつながりとか、それから、あじさい祭と、もう一つは、やはり、セット商品をつくるというような意味合いでも、この公園をもっともっといい、余り人工的に手を入れるのはよくないんでしょうけれども、自然を残した整備計画というのは、これからしっかりしておきながら、町中を歩くとともに、ああいう公園を歩いてもらうような観光政策をつくっていきたい、こんなふうに思っております。

期間の問題につきましては、議員のほうから少し期間を短くしてみたらどうかというようなあれが出ておりましたけれども、これは、やはり1カ月ということが大変定着をしている下田のあじさい祭でございますので、逆に、期間を短くすることによってのお客様の減というのにつながってくる可能性があります。それと、やはり、花が時期どおりに咲いてくれないというものがありますから、我々も工夫して、いろいろ違う時期の花もそろえるわけでありまして、今までどおりとりあえず1カ月間ということで。この近辺では神奈川県の開成町が、たしか10日間ぐらいで一気にあじさい祭をやってしまうというようなところがありますが、下田市はやはり観光で生きているところでありまして、なるべく長い期間でやって、たくさんのお客に来てもらうというような考え方を持っていくべきであろうというふうに考えておるところであります。

それから、最後に出ました小学校へのAEDの問題につきましては、小学校のほうへということでありまして、学校教育、あるいは教育長のほうから考え方を述べてもらいますが、やはり、AEDというのは、今全国で、応急処置、まず救命ということで大変普及をしております。よく言われる、心臓停止というのは3分間、呼吸停止は10分間経過すると、50%の確率で、いわゆる死亡率につながると言われています。ですから、そういうことを考えると、救急隊が来るまでにAEDを使う使わないによって、亡くなるか、生きる可能性があるかということの解釈をすれば、やはり、なるべく多くのところにAEDは配備をしていきたいというふうに考えております。

今は機械も、私も消防署へ行って講習を受けましたけれども、本当に、全く危険というものがない形でできます。ですから、議員がおっしゃるように、小学校の高学年あたりでもで

きるのかと思いますので、その辺は学校関係、要望が出ておれば、またしっかりそれなりに考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、小学校へのA E Dの配置につきまして、今市長からご答弁いただいたわけなんです、私どもも、この平成20年度設置に向けてお願いしたところでございますが、今年度につきましては、中学校の設置が済みました。小学校、中学校とも、いざとなったときの災害の救護所とか避難所になるというようなことで、そういうときには、本当に大きな力を発揮する機械ではないかというふうに思っております。また、小・中学校には、児童・生徒が本当にたくさん活動しております。運動ですとか遊びの中で、衝撃によって、ぶつかるですとか、ボールがぶつかるか、そういうようなことによって心臓が停止する可能性があるということも言われております。そういうことがないことを願っておりますが、そういうことになったときにはこのA E Dが役に立つというようなことで、私どもも、この7小学校について、来年度設置に向けて要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） 白浜大浜のデリバリ、また不法営業、夏期対の方々の話によりますと、需要供給のバランス、それを考えると、割とこういうのを取り締まるということを積極的でないと思います。しかし、白浜大浜の環境、印象を悪くしているのは間違いないと思います。そういう不法である営業、また印象を悪くしているデリバリ、それを今後市としてもしっかり取り締まっていたきたいと思いますが、それについて再度質問します。

そして、ごみ問題につきましてですけれども、ほとんどのごみがコンビニのごみでございます。できましたら、夏期対からの要望ですけれども、浜地に、もしくはコンビニの近くに、ごみ箱を1つそのコンビニによって管理してもらいたいと、そのような要望もありました。それについてお尋ねします。

それから、横断歩道の件なんですけれども、例えば、仮設の信号をつけるというのは無理というお答えがありましたけれども、工事的な信号でもということなんです、つけてどうなるというのはつけてみないとわからないところもありますので、もしできることでしたら一度つけてみて、それなりに交通渋滞がスムーズにいけば、効果があるということわか

と思いますので、その程度はしてみたらいかがかと思います。

それから、カジキに関してですけれども、本当に今年は市のサポートもしっかりしていただいて助かったという話は聞きましたけれども、1つ要望がありまして、カジキの大会に使う備品がさまざまところに置いてありまして、一般の会社の倉庫を借りてあったりとか、非常にスタッフの大変さを伴っております。それで、できましてはですが、ベイステージの駐車場の端のほうで結構ですので、その一角を借り、備品を入れる倉庫を欲しいという要望がありましたので、それについてもご質問いたします。

A E Dですが、要望していくではなくて、命にかかわる問題ですので、つけますぐらいの答えが欲しいと思いますので、それについても質問いたします。いかがでしょうか。

それから、海水浴場の有料化の点ですけれども、いろいろ問題点があるかと思いますけれども、観光課のほうでも結構ですので、一度有料化についてのシミュレーション的な形で研究していただければ、いろいろおもしろいことが出てくるのではないかと思いますので、その辺も要望いたします。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 少し担当課長にも答弁させたいと思います。議長からもそのように言われましたので、担当課長、後でちょっと答弁してください。

先ほど議員が言われた倉庫関係のことについては、カジキ釣り大会のサポートクラブのほうから要望が出ていますので、担当課のほうに考え方をまとめるように言ってあります。ただ、大変難しい問題なんです。ですから、いい方向が出るように努力はしなさいということは言ってあります。

それから、A E Dの問題につきましては、先ほど前向きに考えますと言ったではないですか。ここでつけますなんていう約束はまだできないですけれども、前向きに検討させていただきますということでご了承願いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、観光交流課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、白浜大浜の夏期対のデリバリの関係、地元の方々のお話だと思うんですが、私たちも一部伺ってはおります。需給バランスの問題ということで、完全になくなると、逆にお客さんに迷惑をかけるのではないかという声も確かにあったことは聞いております。ただ、そ

うは言いまして、条例の存在やいろいろなこともあります。いろいろな地元の考え方もありますので、それについては、確かに印象が悪いということは否めませんので、現状、今年は特にパトロールを例年より確実に毎日職員を送りまして、もちろん私も行きましたが、デリバリ関係については、執拗なというとおかしいですけども、しつこいぐらいに注意。人間ですので動いてしまっていますので、行けばいなくなるんです。そういうことで、とにかくパトロールをして注意をしているんだと、無防備ではないんだぞというような印象づけをデリバリの業者さんには与えているというふうに考えております。

先ほど市長のほうからも申しましたけれども、本拠地が、地元の方が貸したりとか、国道の外側というんですか、どうしても浜地外にあるものですから、そこから動いてくるということで、そちらを撤去するという権限までないものですから、なかなか難しい面もありますので、今後また来年度、実は、一昨日、夏期対の役員の方と区長さん、代理者さん交えて、私と係長と職員と6名ほどで、小さい反省会をやったわけですけども、そういう具体的な話もさせていただきました。ただ、なかなか1回では、1年で一掃はできないよと、時間をかけて対策をとっていきたいというふうに意見が一致したということで、そういう面はご理解いただきたいと思います。

それから、やはりその反省会のときに出たんですが、コンビニや、伊豆急不動産が土地を国道の外に持っていて売店をやっております。そういうことで、そこには、市長のほうから申しましたように、今年は早朝清掃には参加していただきました。来年につきましては、コンビニさんや伊豆急不動産さんで、今、夏期対が費用を出して設置しているわけですけども、普通のコンビニのごみ箱ではなくて、大きな夏期対専用のごみ箱を敷地内もしくは浜地に設置していただいて、その清掃、回収を責任を持ってやっていただこうという、2カ所ですかね、その辺はこれからお願いしようということなんですけれども、そういうことで意見の一致を見ました。その辺は協力してお願いをしていきたいと思っております。

それから、カジキの備品の関係について、確かに市長のほうから検討するように言われまして、早速現地を見てきました。そして、サポートクラブの会長さんの高橋旭さんともちょっとお話しをさせていただいて、ただ、話がだいぶ大きくなっておりまして、40坪ぐらいの土地を欲しいということで、駐車場の一角か芝生のトイレのそばとか、見てみたんですが、40坪となりますと、今の大型バスの駐車場にあるトイレの倍ぐらいの大きさになってしまうんです。その辺、なかなか現実問題としてどうかという。

費用的にも、なかなか市で出すという性質のものでもないと思いますので、その辺はサポ

ートクラブで出すんだというようなことを高橋さんが言っていたんですけれども、40坪となると、1年に1回2回使うだけのものに対してどれだけの費用がかけられるかということや、景観の問題もあると思います。見映えの問題、その辺は今後もう1回、この後まだ会長さんの高橋さんとはお話しをしていませんので、やはり多少分散して置いたほうがいいのかなど。現状、カジキサポートクラブのものについては、仮置きですけれども、淡交荘に置いていただいております。ほかのものについては、カジキの関係だけではなくて、いろいろなイベントのものについては分散しておりますので、カジキだけについてはなく、その辺も一気に入れたいというようなお話だったと思います。その辺については現実的に考えなければならない部分もあると思いますので、改めてご相談をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、最後に海水浴場の有料化についてですが、先ほどこれも市長からの話がありましたように、法的には非常に難しいという感じはします。シミュレーションそのものについては、いろいろ夢も膨らむところなんですけれども、その辺については、土木事務所とか、そういったご意見も伺わなければならないし、単純にそのままの状態では有料化ということには、なかなか現実にはできないのかなというふうには。ちょっと消極的なお答えになってしまいますけれども、考えてはみたいと思いますけれども、現行法上のいろいろな縛りがありまして、自由に出入りができるというのが法的に大原則になっておりますので、入場そのものを制限するような形になってしまいますので、その辺はなかなか難しいかなというふうに考えております。研究はしてみたいと思いますけれども、その辺のお答えでお許し願いたいと思います。

観光のほうとしては以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 交通渋滞にかかわります工事用の仮設の信号機はいかがかというふうなお話しですけれども、公安委員会に照会したときにつきましても、具体的にそういったお話しもしながら照会してみました。やはり、仮設の信号機ですので、公安委員会としては認められないというお話しなんです。

試してみなければわからないというふうなお話もありますけれども、先ほど市長も答弁しましたように、5カ所ある横断歩道のところに機械的に一定期間通行規制するより、やはり、人の手で臨機応変に、時間帯も、毎回ではなくてある時期とか、1日の中でもある時期とか、そういった処理のほうが高効性が高いのかなというふうに判断をしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） A E Dについてなんですけれども、先日何かに不具合が見つかったとかという話も聞きました。それにつきまして、下田に設置してあるA E Dはいかがでしょうか。

また、公園のことを言い忘れたんですけれども、アンケートをいただいて、来た観光客の人たちが公園について評価しているとの話は聞きました。それで、多分そのときに通った商店街でしょうけれども、商店街に活気がないという話も聞きました。それは、やはり、下田の旧町内の方々の公園に触れる機会が少ないというか、あじさい祭に対して積極的に参加していないという、そういうことのあらわれだと思います。それに関しては、やはり、下田公園をもっと旧町内の下田市民に触れ合うチャンスというのをつくれば、公園に対しての愛着もより増え、あじさい祭に対して積極的に皆さんが協力していくような形になり、そして、あじさい祭も盛り上がるというような形に思えます。それについて、ぜひ積極的に市民の触れ合うチャンスをつくっていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 今、A E Dに不具合が生じている例があるというお話があったわけなんですけど、大変申しわけございません、その件につきまして聞いておりませんでした。早速インターネット等で、どのような不具合があったのか調べてみたいと思います。そして、私どもが設置したA E Dがそれに該当するのか、そういうものも調べてみたいと思います。幸いなことに、今のところ中学校に配置いたしましたA E Dが使用されたという報告を受けておりませんもので、今のところ影響はないというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） あじさい公園のあじさい祭に商店街が積極的でない、市民に触れ合うチャンスをつくっていただきたいというのは、これはご質問でしょうか、要望ということでよろしいですか。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） A E Dに関しては、使うときになって使えなかったでは遅いんですので、ぜひ早急な対応をお願いします。

そして、先日カジキミュージアムがオープンしましたがけれども、その際、市長は外遊のた

めいらっしやらなかったんですけれども、副市長から、今後サポートクラブにもしっかりと補助をしていくという約束をいただきましたので、そのほうの予算もしっかりとよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（増田 清君） これをもって、6番 岸山久志君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時42分休憩

午後 2時52分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位3番。1、下田市の教育について。2、下田市の観光政策について。

以上2件について、5番 鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 政新会の鈴木 敬です。通告どおりに一般質問を行いたいと思います。

初めに、下田市の教育についてお聞きします。

野田教育長におかれましては、さきの6月定例議会において教育委員に選任され、その後、教育委員会内での互選により教育長に就任されました。私は常々、教育委員は下田市に数あるさまざまな審議会・委員会等の委員とは違うと思っております。教育委員は、これからの下田市を、これからの日本を担っていく子供たちを、一人の市民として、国民として、また、一人の人として育てていく、そのための教育について大きな責任を負う人たちであると認識しております。だれでもよいわけではない、だれでもできるわけでもない、教育に対する基本的な見識を問われるものであると思っております。そのような観点から、下田市の教育の現状について幾つかお聞きします。

1点目は、教育振興基本計画について。

平成18年に改正された新たな教育基本法は、第17条において、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を策定するように規定しています。国は、去る7月1日に教育振興基本計画を閣議決定し、公表しました。今後10年間を通じて目指すべき教育の姿や、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策等を策定しました。これに基づいて、地方公共団体は各自の地域の実情に応じた教育基本計画を定めることが義務づけられております。下田市はどのように対応していくのか、下田の歴史、伝統、生活文化、

自然、産業などを取り入れた教育基本方針をどのように創造していくのか、タイムスケジュールとあわせてお聞きします。

2点目は、教育委員会のあり方についてお聞きします。

改正地方教育行政法は、教育委員会の責任体制の明確化、体制の充実、教育における地方分権の推進をうたっております。しかし、いじめは相変わらず減らないし、不登校小・中学生は増えています。さらに、大分県教員採用汚職事件など、教育委員会制度の機能不全や信頼性の失墜を思わせるような事態が生じています。教育委員会は何のために存在しているのか、教育委員会の果たすべき役割とは何なのか、まずお聞きします。

そして、教育委員会がその役割を果たすためには、組織形態も改革していかなければならないと思います。そこで、教育委員会の組織について幾つかお聞きします。

1つ目は、教育委員長と教育長は何がどう違うのか、それぞれの法的根拠、権限について。

私には、わずか5人の教育委員会の中に教育長と教育委員長とが別々に存在する理由がよくわかりません。対外的な場には教育長が出席するわけだし、現にこの議会にも教育長がおられますし、先日の中学校統合の地区住民説明会にも教育長が出席されておられました。また、事務局体制にとっても、教育長がトップになっている。教育委員長の姿が見えてこない。このことが、教育委員会の存在を不明確にしている大きな要因となっているのではないかと。教育委員長と教育長の関係を明らかにしてほしい。ちなみに、教育委員、教育委員長、教育長のそれぞれの報酬はどうなっているのか教えてください。

2つ目は、教育委員会をよりオープンな形にしていく必要があると思います。

一般の市民の目からも、今、下田市の教育で何が問題となり、どのように議論されているのか、わかりやすく提示していく必要があると思います。地方教育行政法第13条には、教育委員会の会議は公開するとあります。第27条には、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとあります。これらの点をどのようになされているのかお聞きします。

3つ目は、教育委員の人数について。

地方教育行政法の改正によって、教育委員の定数は、それまでの5人という枠から、教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化するという方向に変わりました。5人以上でもよいこととなります。また、教育委員会に求められているレイマンコントロール 地域住民による意思決定、住民が事務局を指揮監督する という仕組みを考慮する



ならば、教育委員の数は7人でも、あるいは10人でも、もう少し多くてもよいのではないか。

4つ目は、県教育委員会は、来年度から高校教育課と義務教育課の再編統合を柱とした事務局の抜本的機構改革を行う方針を固めました。下田市の教育委員会にも当然その影響は出てくると思われます。既に、隣の松崎町、西伊豆町では、松崎高校と西伊豆3中学校の間で連携型中高一貫教育が行われております。これからは、新設の下田高校も下田市教育委員会が主体的に関与していく対象となっていくのかどうかお聞きします。

5つ目は、教育における地方分権の推進と教育委員会の独立性の確保について。

日本の学校教育は、教育基本法や教育振興基本計画や学習指導要領等に基づいて行われ、また、それらを遂行していくためのいわゆる教育3法、学校教育法、地方教育行政法、教員免許法に強く規定されています。そして、その過程において、文部科学省から都道府県教育委員会へ、さらに市町の教育委員会へと至る意思伝達の上下関係が築き上げられてきました。しかし、現在、地方分権一括法の施行により地方分権の一層の推進が求められております。教育においても、地域の実情に応じた、そして地域の特性を取り入れ、さらに地域振興をも内包した教育が求められております。そして、それを担っていくのは、第一義的には市町の教育委員会の責任となります。しかしながら、現実の市町の教育委員会は、義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員制度などによって国・県の強い指導下にあり、なかなか主体性を発揮できません。最も大事な教職員人事権を県教育委員会にしっかりと握られております。教育予算も、交付税措置という形で国の影響下にあります。このような中、真に教育における地方分権を推進していくためにはどうすればよいのか、何ができるのかお聞きします。

6つ目は、教育委員会の広域化について。

現在、下田、河津、南伊豆、松崎、1市3町の合併が進められております。この中では当然教育委員会の統合も検討されるわけでありますが、単に合併するんだから組織を統合するんだという観点からだけではなく、地域の教育をどのようにして維持向上させていけばよいのか、そのための条件づくりとして何をなすべきか、地方分権と地域コミュニティの育成などの観点から教育委員会の広域化を考えていくべきであると思いますが、いかがお考えですか、お聞きします。

次に、教育予算についてお聞きします。

下田市の教育予算は、端的に言って大変少ない。教育費総額が少ないだけでなく、予算全体に占める教育費の割合 平成20年度で6.5% であっても、また生徒1人当たりの教育費の額 平成19年度で約29万1,700円 であっても、県下でも、また近隣市町に比べ

ても、最も低い状況にあります。

そんな中で、国が小・中学校の教材購入費として平成19年度に地方自治体に交付税として配分した813億円のうち、実際には66%の533億円しか教材費に充てられていない。280億円は他に流用されているという新聞記事が出ました。その中でも、特に下田市は低く、交付税措置されたうちの12%しか予算措置されていないと書かれました。この問題は、さきの6月議会でも伊藤議員から質問され、当局の答弁もありましたが、私にはいま一つわからない。さらに、この問題は、教材費だけでなく、図書費や学校校舎耐震化の予算まで、教育費全体にわたって存在しているようでもあります。

そこで、もう一度お聞きします。

まず、教育費総額はどのような基準で決められるのか。次に、その内容、例えば、教材費や、同じように、交付税措置されながらその22%が他に流用されているとされた図書費などへの配分はどのように決められているのか。次に、今回下田市は、交付税措置された教材費の88%を他に流用したと報じられたわけですが、この交付税措置の額はどのように決められるのか。教育費における基準財政需要額と交付税措置された額と実際に交付された額とは一致しないんだという説明もあったかと思いますが、その関係はどうなっているのか。さらに、88%までは行かないにしても、本当に教材費の流用はあったのかなかったのか。

下田市の教育予算の問題は、財政上の制約から最初から必要とされる額が手当てされない上に、これだけは必要だと国が交付税措置した額をも他に流用されてしまうような点にあるのかなと思います。すべては借金返済第一主義、削りやすいところから削れという予算編成から来ているのではないかと思われてしまいます。また、このような環境では教育委員会の独立性も保障できないのではないかと思われてしまいますが、いかがお考えですか。

教育問題の質問の最後に、個々の教育課題についてお聞きします。

まず、幼保一元化や小・中学校の統廃合など学校等再編について。

この問題の根底にあるのは、2万5,000人の町に幼稚園・保育所12カ所、小学校7校、中学校4校が存在する現状と、限られた教育予算の中でいかに効率よく教育投資していくか、そのためには、人やお金や施設をいかに集約していくかという問題があると思います。少人数教育のメリット・デメリットを議論するだけでなく、周辺の市町に比べても最低の水準にある教育費をどうしたら最も効果的に活用できるかという観点からも、この学校等再編の問題を議論していく必要があると思いますが、統合の問題をどのように考え、どのように推し進めていきますか、お聞きします。

次に、食育について。

平成17年7月に食育基本法が施行されました。市町村も国の食育推進基本計画に基づき市町村食育推進計画を作成し、平成18年から22年までの5カ年間、食育推進運動として展開することが求められております。学校教育においても組織的・計画的に取り組むよう求められ、特に、学校給食においては、地産地消の観点から地場産品を使用する割合を30%以上にすることが具体的な目標とされております。現在、下田市の学校教育においてはこの食育推進がどのように取り組まれているのか、その進捗状況をお聞きします。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクト（ふるさと子ども夢学校）についてお聞きします。

食育と同じように、今、旅育という言葉が言われ始めています。旅を通じて未知の世界、未知の人々と出会うことにより、子供たちに豊かな生活を送る力を身につけさせる教育です。国は、農林水産省、文部科学省、総務省の3省連携で、平成20年度から5カ年計画で子ども農山漁村交流プロジェクト（ふるさと子ども夢学校）を始めました。これは、全国の小学生が農山漁村で1週間ぐらいの宿泊体験活動を行えるように支援する事業で、5年後には、全国の約2万3,000校すべての公立小学校で実施する予定だそうです。また、その受け入れ体制づくりも進められ、全国で40の受け入れモデル地域が指定されたそうです。残念ながら、静岡県からは1市町も入っていません。本格的な旅育が始まろうとしています。下田市は、また教育委員会はどのように取り組んでいくのかお聞きします。

教育問題の最後に、今年度改訂された学習指導要領について、どのような影響が下田の教育にもたらされるのか。特に、武道の必修化は、そのための施設の必要性等、新たな費用を生じさせます。また、学力向上の観点から総合的な学習の時間が短縮され、地域の歴史や伝統文化の教育などに影響が出るのが考えられます。それらを含めて、学習指導要領の改訂についてお聞きします。

次に、下田市の観光政策について質問します。

今年も下田市にとっての大きな観光イベントは、水仙まつり、黒船祭、あじさい祭、それにカジキ釣り大会など、例年どおり無事行われ、また夏の海水浴も、大きな事故もなく、天気にも恵まれ、まずまずのシーズンを終えました。しかし、イベント来遊客数、あるいは宿泊客数を見てみると、長期低落傾向を脱したとは言えません。特に、原油の異常な値動きによるガソリン代の高騰は、車での来遊客の動向に大きな影響を与え、今後の観光のあり方をも規定してくるだろうと思われまます。

今や、私たちは、観光のあり方は大きく変わったんだという認識を持つ必要があります。

今日本の社会は、少子・高齢社会が世界に類を見ない驚異的なスピードで進行していることに象徴されるように、社会のあらゆるシステムが変革されつつあります。産業システム、なかんずく郊外型大型ショッピングセンターに象徴される流通システムの激変や地域コミュニティの崩壊等が進行しています。人々の観光に求めるもの、その価値観も大きく変わってきています。やれ長期滞在型観光だ、エコツーリズムだ、グリーンツーリズムだ、ヘルスツーリズムだ、やれ文化観光だ、産業観光だ、都市と農山漁村の共生だ等々と、さまざまな角度からこれからの観光が語られています。

私は、観光は総合産業だと考えております。農業、漁業、商業から工業まで、さらには教育や生活文化や歴史や芸術や地域社会のあらゆる要素が積み重ねられ、地域の魅力をつくり上げていく。そして、それらを訪れてくれた人々に提供する、それが観光であると思います。そして、そのためのキーワードは、景観と地産地消であると考えます。

そのような観点から、具体的な課題として、景観の面からは、先日市に寄贈していただいたペリーロードの澤村邸、これをどのように活用していくのか、基本的な考えをまずお聞きします。

次に、旧南豆製氷所ですが、ここに来て新たな動きが出てきました。1つは、南豆製氷応援団が建物の維持管理から手を引いたことであり、一方では、建物の所有者自身の下田市の観光に深いかかわりを持ち、下田市の観光の現状に強い危機感を持ち、何とかしたいという意向をお持ちであるかのようにも聞きました。そのほかにも新たな動きが出てくる気配もあります。これらの動きの中で、旧南豆製氷所をどうするのか、市としてどのようにかかわっていくのかお聞きします。

さらに、景観の問題については、景観づくり市民会議が設置され、3年間かけて景観条例の作成等を実現していこうとしておりますが、2年目の現在どのような議論がなされているのか、景観づくり市民会議の活動状況についてお聞きします。

地産地消の面からは、先ほど教育問題の中で述べた食育の推進の問題や、子ども農山漁村交流プロジェクトの事業、とりわけふるさと子ども夢学校の受け入れ体制の構築の問題は、まさに、農業・漁業を初め、生産者から流通業者、消費者まで、地域一体となって取り組むべき、まさしく観光的事業であると思います。教育関係者から宿泊業者、交通関係者、各界各層の人たちが一堂に会して協働してプロジェクトチームを組み、取り組むべき事業であると思います。そして、そのような環境をつくっていくことに行政の使命があると思いますが、いかがお考えですか。

最後に、イベント的事業について2つほどお聞きします。

1つは、来年の黒船祭、ちょうど70回という区切りのよい年を迎えますが、何か記念的イベントを考えておられるのかどうか。

もう一つは、来年6月に全国フラワー都市交流の下田大会が予定され、全国10都市の市長を初め関係者が総勢500名ぐらい下田市に集まることになっております。ちょうどあじさい祭期間中でもあり、市はどのようにこの大会を盛り上げていこうとしておられるのか、あじさい祭との関連でお聞きします。

以上で、私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。市長。

市長（石井直樹君） 鈴木議員のご質問でございます。下田市の教育についてということで、今日は大変教育委員会のほうに対するご質問が多うございますが、これは新教育長にエールを贈っていただいているということで、お受けしたいと思っております。後ほど、またこのご質問の中で教育委員会が述べる答弁、それから、教育予算の問題につきましてもご質問が出ました。また、子ども農山漁村交流プロジェクトの関係も出てきています。後に観光のほうで答弁するか、また担当課のほうからそれは答弁をさせていただきたいと思っておりますが、私のほうからは、観光の施策についてのご質問が出ましたので、少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目は、特に、観光の形態が変わっておるという中で、景観と地産地消というような考え方を述べられた後に、先般の澤村邸のご寄贈によって、これをどういうふうにご利用していくのかということが出されました。

これにつきましては、ご存じのように、9月9日正式に寄贈をいただきまして、今月いっぱいにはまだ少しいろいろな引き継ぎ等が残るかと思っておりますが、これは、大きな贈り物ということで大変多くの市民から注目を浴びていますし、また「よかったね」という声が上がっています。それは、やはり、昨年まで住居として使っていたところでございますので保存状況が大変いいということと、了仙寺から始まりますペリー上陸公園までのいわゆるペリーロード、大変観光スポットになっている間のちょうど中間点にあって、多くの観光客の方々が常日ごろからあの建物に目を奪われているというようなところでございます。また、その奥にも、先般区の土蔵がありましたところを民間の方が有効利用ということで、日待という形で改良してオープンをしたというようなお話も聞いておりますし、見てきましたところ、お稲

荷さんの下にある土蔵でありますけれども、手を入れて大変きれいに整備されておりました。

こういうことを考えますと、やはり、今現在下田の観光スポットとして人気のある、通年お客様が訪れて歩かれる、まさに、下田の歴史的建造物を生かした、歩いて楽しめるまちづくりというスポットにとりまして、大変貴重な財産をご寄贈いただいたというふうに考えております。

庁内におきましても、早速、早いうちに方向性をつくっていこうということで、市民の方々からも、もう既に幾つか、こういうふうに使ったらどうかというような提案も上がり始めました。そういうことを踏まえまして、早速、副市長を委員長に、それから教育長を副委員長にした検討委員会を庁内でまずつくらせていただきます。委員は一応10名という中で、今の2人を含んでの10名以内ということでございますけれども、役所の中にも、そういう面で、今までいろいろな歴史的建造物に携わってきた職員、それから観光に対する思いを持っている職員、いい職員がいますので、これを少し指名をしまして、この中で、有効利用ということをまずどういう方向でやっていこうかということの検討委員会を立ち上げさせていただきたいというふうに思っております。

この辺のことは、まだ、どのような方向にしていこうかということは現実に検討していく段階であります。今後は、これをまず普通財産としてお受けいたしましたので、下田の歴史的建造物の指定を受けている建物である。それから、先ほどから述べております下田公園のまた違った部分の入り口になるということで、公園の誘導にも大変役に立つ立地条件、それから、ペリーロードの真ん中にあるということで、いろいろな利用形態が考えられる建物であります。今言った庁内検討委員会を設置しまして、この利用形態が決まりましたら担当課を決定いたします。条例等の整備、それから、行政財産への移行等の手続が今後発生してくるのかなというような考え方を持っているところでございます。

2点目の南豆製氷所の問題でございますけれども、議員がおっしゃられましたように、大変長い期間この運動を盛り上げてくれた南豆製氷応援団、期間でいけば3年以上やられたんではなかろうかというような、保存運動から、所有者があらわれて、またその後の維持管理、補修、こういうこと大変頑張ってくれた団体ですが、いかんせん施設が大変劣化をし始めました。特に、D棟のほうが、中が少し崩れ落ちてきているというような状況下が発生しておりますので、これは早急に何らかの方法をつくりませんと建物自身が大変危険であるということで、南豆製氷応援団のほうとしても、これ以上は資金的な無理があるというようなお話も出ておまして、応援団の方々がオーナーとお話し合いをした中で、9月いっぱい応援

団の活動を一応停止をするということになります。

そうなりますと、当然所有者の手元に戻るという形の中で、いろいろな形の一般公開とかイベント等も当然できなくなるわけでありますから、まず、閉められます。ただ、これを公的な補助ができないという中でそのままにしていくということは、何らかの形で危険が伴うという形。今は内部が少し崩れてきているという部分があらわれたということで、この屋根を支える力がなくなってくると、今度は外部のあれが崩れ落ちるといような危険性も想定をされるんじゃないかというようなことで、応援団の皆さん方は、全く撤退して手を引くということではなくて、周辺の清掃とかいろいろなものについては、ボランティアを今後続けていただくというようなお話をしているようであります。

先般オーナーのほうともお話しをさせていただきましたが、オーナーは大変あの建物に愛着が出てきまして、やはり観光のシンボルにしたいねというようなお話しをしてくれました。ただ、現状では、公費が投入できないということは、壊れるのを待つしかないという行政の方向しか見出せないという中で、いろいろな活用方法等もお話しをさせていただきまして、もう一度今月お話し合いをさせていただく。もしかしたら、行政が手を出せない以上は、オーナーに今まで市がいろいろな形で仲介をしたりしてやってきた部分についても、一旦オーナーにお返しをするという選択肢も出てくるのではなかろうかというような状況であります。これは、また9月の段階でお話し合いをさせていただいて、もうこのままオーナーにお返ししてしまうという状況になるのか、また新たな方法論が見出せるのかは、この9月の話の中で状況を見出していききたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

ふるさと子ども夢学校、先ほど言った制度のあれでございますけれども、これはまた担当課のほうから述べさせていただきます。

関連して、来年度が黒船祭の第70回ということで、1つの節目の黒船祭が行われることで、何か計画があるのかというご質問でございましたが、先般ニューポートへ行ってきたときには、ニューポート市側から、下田を大挙市民が訪れるといようなお話しも上がっております。我々とすれば、このいろいろなイベント事業を行うための資金繰りというのが今大変な状態になっておることでございますが、70回という記念の節目でありますので何とか。

昨年はパレードの音楽隊も1隊なくなりましたけれども、やはり、あれが一つの売り物でございますので、いろいろな手当てをして、パレードの一つのにぎやかしということで、あれに感激する人というのはすごく多いんです。我々は見なれていますけれども、初めて来られた方というのはすごいという思いを持って帰られております。その辺の早いうちの音楽隊

の充実ということで、昨日税関の方が来られまして、たしか何年か前に税関の音楽隊というものも派遣していただいてパレードに参加していただいたことを思い出しまして、税関のパレードなんかどうですかと言ったら、やはり、もう税関も音楽隊を維持できなくて、今はほとんど活動していないというようなお話でございました。ただ、按針祭などを見ていると、また違った音楽隊とか、いろいろな形が参加していますので、担当のほうといろいろ研究していきたいというふうに考えています。

それから、当然のことながら、余りお金をかけられない中ではありますが、市民の方々にまたいろいろな形で相談しながら、企画等を出していただいて、この伝統の祭典をぜひ盛り上げていきたいというふうに思っております。

フラワー都市交流でございますけれども、来年度下田市がこの協議会の幹事市に当たるということで、来年下田市が受けるということになります。そういう中で、一応来年の6月21、22日というこの2日間が下田で行うことになっておりますが、当然遠くから、北海道からとか、いろいろなところから来るところがありますから、もう1日ぐらいの日程を組んで来なければならないところも出てくるのかと思いますが、できれば、あじさい祭でございますので、この関連も含めて、下田のアジサイということ、全国にすばらしさを持ち帰っていただきたいなという思いを持っているところでございまして、先般実行委員会の準備会を開催しまして、骨子を検討させていただきました。

会場的には、やはり人数が大変多いところでございますので、市民会館とか、ホテル伊豆急さんとか、こういうところを使いながらやっていく形になろうかと思っております。毎年行っていました観光展にかわって、ぜひ、このあじさい祭りを盛り上げるために、加盟都市のPR物産展をこのあじさい祭りにぶつけてもらおうと。ですから、九州とか沖縄とか北海道なんか物産を持ち込んで、下田のあじさい祭りのときにフラワー都市交流の応援を得て盛り上げていく。逆にこっちが協賛を申し入れるような形で、今準備をしているところでございます。

せっかくの、10年に一遍とか十何年に一遍とかというような形で全国から人が来るわけがありますから、今、実行委員会のメンバーもしっかりその辺に対応できる方々をお願いしまして始めましたので、しっかりと対応はしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 先ほどは、教育関係の質問が大変多かったものですから、つい市長



の先に手を挙げてしまいました。失礼いたしました。

それでは、議員さんにお答えをしていきたいと思っておりますけれども、まず、冒頭に教育委員会の委員の責任ということでお話しがございましたけれども、全くこのことに関しましては、私も大きな責任を負ってこの立場に立っていると、このように認識をしております。そういうことを踏まえまして、今回大きく教育振興基本計画、それから、教育委員会のあり方、それから教育委員会の果たすべき役割、こういうことがとても大きなところかなど。それから、教育における地方分権の推進、教育委員会の独立性の確保、あるいは教育委員会の広域化と、こういうふうになっておりますけれども、課長と分担をしながら回答させていただきたい、このように思っております。

それでは、第1点目にございました教育基本計画についてでございますけれども、私たち下田市教育委員会学校教育課におきましては、国の学習指導要領、それから、静岡県では教育計画人づくり2010プランというのを設定をしております。私たち下田市教育委員会も、下田市の学校教育の指針ということを毎年考えながら、今、手元に今年度のその指針を持っておりますけれども、こういう形で、学びの充実、豊かな感性の育成、研修機会の充実、それから安心・安全環境づくり、こういうことを具体的には考えているわけですが、基本的には、さらに大きいものとしましては、私たち下田、この自分のまち、自分の学校に誇りの持てる、そのような子どもの育成をしていきたいと、こういうことを中心に、各学校に本年度の重点指針としてお示しをして頑張らせていただいていると、こういう状況でございます。なお、内と外に開かれた学校、子供の学力や感性を高める学校、恵まれた下田の環境を積極的に生かしてほしいと、こういうことで各学校をお願いをしているところでございます。

それらを具体化するために、先ほど言った学びの充実の中におきましては、基礎基本の定着とその活用を図る授業改善、これを特に強くお願いをしております。そのほか、特別支援教育、あるいは就学指導の充実、総合的な学習の時間の工夫、あるいは国際化、情報化、こういうものへの対応もお願いをしております。そのほか、やはり教員の資質向上、これが私たちはとても大事だというふうに考えております。まして、これから学習指導要領も変わりますので、学力向上がまた求められてくると、こういう状況でございますので、私たちは指定校の研究を受けたり、あるいは指導主事の訪問を受けたり、私たち自ら研修の機会をたくさん設ける、こういうことで研修内容を充実をさせていきたい、このように考えております。

なお、計画につきましては、既存の計画、これは下田市の総合計画、あるいは下田市の生涯学習推進大綱等、学校教育だけではなくて、生涯学習も含めまして充実を図っていききたい、

このように考えております。ただ、今お示ししましたように、今まで毎年のように1年ごとの学校教育の指針はつくっていたわけですが、今後につきましては、教育の5カ年計画、あるいは第4次下田市総合計画、これを再確認をしながら、国や県の教育振興基本計画との整合性を確かめながら、この先10年間を見通して、また5年間どこまで実現できるのか、タイムスケジュールを具体化する、このように考えております。

それから、2つ目になりますけれども、教育委員会のあり方でございます。

まず、その中の1番目に、教育委員会は何のために存在しているのか、このようなご質問があったかと思えますけれども、私は、教育の基本としまして、政教分離、この原則がまずはあるのではないかと、このように思っております。それをまず根本にしまして教育委員会のあり方というのは考えるべきだろうと、このように思っております。地方公共団体がすべき教育、あるいは学術・文化に関する事務というのは、大変広範に渡っているのではないかと、このように思っていますけれども、これらについては、やはり、政治的な中立を維持していく、このことが強く要請されるのではないかと、このように思っております。

したがって、公選による機関とは別に、公選によらない合議制の執行機関として教育委員会が置かれることとされた、このように理解をしております。合議制をとることによりまして、また民意の反映も図ることが可能になるのではないかと、このように思っております。

続きまして、教育委員会のあり方の2つ目のご質問かと思えますけれども、教育委員会の果たすべき役割は何か、こういうことでございます。

地方公共団体における教育というのは、地方公共団体が、学校、あるいは公民館等の教育施設を設置し、教育が営まれております。教育委員会や長は、これら教育機関の管理に当たる。このことによって地方公共団体の教育事業が進められているわけですが、教育委員会は、教育、学術、あるいは文化に関する事務を担当する執行機関である、このように考えております。したがって、具体的な内容としましては、管理の問題につきましては、人的な管理、あるいは物的な管理、それから、内容につきましては、教育の内容の充実を図る、そして、学校現場のことを考えますと、教育の指導の向上、そのための支援をしていく、こういうことが大きな役割ではないかと、このように思っております。したがって、まずは、環境をしっかりと整え、充実をさせていく、このようにまとめることができるかと思っております。

続きまして、その後の教育委員会の組織に関すること、これはまた課長のほうに答えていただくことにしまして、教育における地方分権の推進と教育委員会の独立性の確保、こうい

うご質問もあったと思うんです。

まずは、先ほど言いましたように、私たちは、政治的中立、これを維持していく、そういう機関としてこの教育委員会が置かれていると。したがって、教育委員会の独立性を尊重をしていただきたい、このように考えております。

教育における地方分権の推進は、これまで地方分権一括法などの改正が行われてきたわけですけれども、しかしながら、その後、教育委員会制度そのものに対する問題性がいろいろ指摘をされました。その結果教育3法の改正に至った、このような背景があるのではないかと、このように思っております。

この中の地方分権に関連する改正といたしましては、教育委員の数の弾力化、これは午前中もお話が出てきたかと思えます。それから、教育委員の保護者の選任義務、教育委員の中に保護者を必ず入れなさい、こういうこともはっきり示されました。それから、文化・スポーツ事務の市長への移管、あるいは県費負担教職員の市内転任に関する教育委員会の内申を尊重する、こういうことが挙げられてきております。自治体、あるいは教育委員会の裁量、教育委員会の組織能力の向上、こういうことをどのようにするか、これを自治体の判断に任すという、そういう方向性が示されてまいりました。これらに市民合意がなされることによって地域の実情に合った教育行政ができる、このように方向が定まったように理解をしております。

しかしながら、教職員の人事の問題、あるいは教員採用などについては、現状下田市では、7校の小学校に約100人の教職員、そして、4中学校に約65人程度の教職員がいると思えますけれども、この中ではなかなか人事異動を回し切れる状況ではない、なかなか難しいという状況にある、このように思っております。また、採用にしても、退職された方の補充程度の人数しか新採を確保することができない、こういう状況を考えますと、やはり、ある程度広範囲な中での人事異動とか採用、こういうものがいいのではないかと、このように思っております。

また、私たちは、異動は研修である、ということで賀茂地区が1つの教育の区域というように考えておきまして、これは、校長会もそうですけれども、賀茂地区1市5町が、どの教育委員会も連携しながら、学校はもちろんですけれども、賀茂地区を1つの地域としていろいろな教育活動が現在のところ行われていると、このようにご理解をいただきたいと思っております。

それから、教育委員会の広域化ということでございますけれども、これにつきましては、

今お話ししましたことと関連があるかと思います。まず、教職員の人事の件でございますけれども、これにつきましては、静岡県の教育委員会におきましては、かつては、東部、中部、西部、3つの教育事務所がございました。しかしながら、静岡、浜松が政令市になりまして、独立して教育行政も行うと。こういうことで、中西部が一番大きな静岡、浜松がなくなりましたので、残ったところが従来の静岡県の教育委員会の範囲となったわけです。そうしますと、東部地区は政令市がありませんので従来のままで、一番大きいわけです。そこを静岡県全体を2つに分けて、私たちのほうは静東教育事務所、それから西のほうは静西教育事務所、その2つに分かれております。私たちのほうはこの東部のほうに入っていますので、現在は静東教育事務所の単位の中で、大きな広い広域人事を進めていくと、こういう状況にあります。

しかし、東部の中でも、賀茂地区、伊東地区といったある程度の地域、これを1つの地区と考えまして、また、この賀茂圏内の小・中学校におきましては、人事だけではなくて、小学校・中学校ともに、体育的な行事、あるいは文化的な行事、具体的には中体連の大会とか、あるいは「あすなろ」、文集がありますけれども、これは賀茂地区全部の学校から作品を募集してまとめていく、こういうことも実際には行っております。そういう意味では、今までもそうでしたけれども、賀茂地区におきましては、校長会も賀茂は一つ、それから、教育研究会のほうも、賀茂教育研究会としまして賀茂が一つになって研修を進めております。このように、賀茂地区は、校長会はもちろんのこと、教育委員会も賀茂地区が連携しながら推進をしていく体制ができ上がっている、このように考えております。

学校教育関係だけではございませんで、これは生涯学習の関係も全く同じように、社会教育関係の指導者の研修事業、あるいは下田河津駅伝もそうですけれども、たくさんの広域な範囲から、あるいは連携をしながら実際に実施をしている。こういう意味では、社会教育事業、生涯学習事業、これも、今のところ、下田だけではなくて、賀茂地区、もっと広い範囲で行われている、このように思っております。

ですから、教育委員会の広域化につきましては、実際には、特に人事を中心としまして広域的に行われている、このようにご理解をいただければありがたいと思っております。

それから、私のほう最後になりますけれども、学習指導要領の改訂についてというご質問がございました。

これにつきましては、もうご承知の方もいらっしゃると思いますが、新しい学習指導要領が制定をされまして、小学校は平成23年度から、それから中学校は平成24年度から全

面実施と、このようになります。それまでは移行期間の措置ということで、できるところを取り入れて完全実施に向けて学校教育を行っていくと、こういう状況でございます。

まず、学習指導要領改善の基本的な考え方でございますけれども、今までの教育の理念、生きる力、これについては基本的には変わらない、このように示されております。ただ、ご承知のように、ゆとり教育の見直し、そして学力向上という方向に来ているということは、これは間違いございません。したがって、その方向で、今までも、確かな学力、健やかな心身、豊かな感性というようなことで、学力、それから心の問題、あるいは体力、こういう調和のとれた教育をしていくという、これについては全く基本的には変わらない、このように思っております。

学びの充実の中で特に大事なものは、子供というのは、主体的に自分が課題を持ってそれを解決していく、そのことで本当の意味での確かな学力が身につくのではないかと。ですから、一方的に教えられた、そういう中では本当の意味の学力の定着、それよりは、本当に自分が求めて解決できた、その積み重ねが学力の定着につながっていくのではないかと、こんなことを思っております。したがって、そのような指導を通しながら、知識・技能の習得、そして思考力、判断力、表現力、本当の意味でバランスのとれた、そういう力を身につけていってほしい、このように思っております。

それから、道徳教育とか体育などを充実をさせて豊かな心や健やかな体を育成していく、そのために、これからも道徳教育の推進、これは教師が中心になろうかと思っておりますけれども、本当に心に響く、そういう道徳教育ができればいいな、このように思っております。学校全体の取り組みとして、体験活動を重視しながら、安全教育、あるいは食育にも力を入れていきたいと思っております。

それから、あとこれも大きな問題になりましたけれども、授業時間数の変更についてでございます。これは、先ほど申しましたように学力向上の方向が示された、そういう中で、国語、社会、数学、算数、理科及び外国語、こういう授業を増加させるようになっていくと、このようになります。下田市は、この中の外国語指導につきましては、今までも国際理解教育としてALTを招いて実際に授業をする、そういう取り組みもしてきました。そういう意味ではスムーズに対応できるのではないかと、このように思っております。それから、小・中学校における主な改善点、この中の一つに言語活動の充実、こんなことがございます。それから、理数教育の充実。この理数教育につきましては、理科離れ、本当にこれが懸念される中で、私たちも、これについてはいい授業をしていただくように、課題解決的な授業の実行

というようなことをお願いをしていきたい、このように考えております。

あと、最後になりますけれども、伝統や文化に関する教育の充実、これについては、古典とか歴史とか、あるいは和楽器とか日本の美術文化。中でも、武道を取り上げなさいというようなことが実際に言われているわけですが、武道につきましては、今までも体育館で柔道、剣道、こういうものを中学校の場合は計画的に取り組んできました。したがって、本当に武道場が必要かどうか、こういうことにつきましても、また検討をしていく必要があるのではないか、このように思っています。校長会とか、あるいは教務主任研修会を通しまして、下田市として共通理解をする中でこの学習指導要領への対応をしていきたい、このように考えております。

少し長くなりました。あとのご質問については、担当課長のほうから答えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、続きまして、教育予算の関係につきまして若干ご質問をいただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

議員のご質問の内容につきまして、教育予算関係については項目としては6点ほどあったかと思えます。

まず、1点目の当初予算で教育費総額はどのような基準で決められるのかという点でございます。

予算の編成の仕方についてはいろいろな方式があるかと思いますが、当市の場合には、各年度ごとにそれぞれ枠配の、いわゆる配当予算の示達形式というもののみでは成り立っておりません、ご案内のとおり、毎年予算編成につきましては、予算編成方針並びに予算編成の要領を定めまして、各課においてそれぞれ積算をしていただくことになっております。

その1つの方法といたしまして、議員ご案内のとおり、現在の編成の基本となっておりますのが、いわゆる集中改革プランに基づく1つの方式を取り入れているところでございます。ご案内のとおり、集中改革プランにつきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年の今後の財政見通しを基準にいたしまして作成をしているところでございますが、この集中改革プラン作成時における平成17年の時点におきましては、下田市の財政状況はかなり逼迫した状態であったことは、ご記憶に新しいところだと思います。端的に言いますと、当時の財政見通し上では、平成18年度の単年度実質収支においては7,700万円の赤字、また、平成19年度においては1億1,300万円の赤字が生じるだろうというような財政見通しであったわ

けてございます。この2カ年をあわせると約19億円の赤字が想定されるという当時の推計でございまして、これは、地方財政再建促進特別措置法でいう、いわゆる再建団体の基準の標準財政規模の20%を大きく上回る赤字が想定されるという状況の中で集中改革プランが作成されたわけでございます。

そういう状況の中で、本市といたしましては、平成11年度から既に、いわゆるキャップ方式というものを採用しております。キャップ方式というのは、一律何%マイナスというようなマイナスシーリングではございませんで、事業の優先性、重要性をまず勘案した中で、各課の重点事業等を絞り込み、それを積算した上での事業予算を作成するというものでございます。ちなみに、キャップ方式の内容からいきますと、まず、人件費、扶助費等、また公債費などの義務的経費を予算全体の歳入見込み額の中から先に確保する。その次に必要なものが義務的経費に準ずる経費ということで、具体的には、選挙執行経費等があれば、それらがまず予算の枠組みから確保される。その次に、債務負担行為です。そのための歳出は、当然義務づけされている予算額をまず控除していく。その次に、いわゆる普通建設事業等の総合計画等の中で、ヒアリングで採択された政策上特に必要な事業の財源を確保していく。最終的に、それらを控除した残りの部分について、各年度、キャップ方式の中で、各課に対して、前年度予算の何%の範囲内ということでのキャップをかけて予算の編成をお願いしてきたところでございます。

この方式は来年度以降も踏襲していこうと考えておりますけれども、そういった意味で、本市の予算編成というものは、教育費が各年度幾らであるという頭での配当でやるという方式ではございません。その辺をまずご理解いただきたいと思えます。

そして、次に、その内容、例えば、教材費や、同じように交付税措置されながら、その22%がほかに流用されていたとされる図書費などへの配分はどのようにして決められているのかというご質問でございます。この辺は6月の伊藤議員のご質問にも若干ございましたところでございますが、そういった意味で、我々はキャップ方式を全体の予算の中で採用しておりますので、交付税の枠の中で、だから配当を幾らにするというような予算の組み方はしておりません。

3点目でございますが、今回下田市は交付税措置された教材費の88%を他に流用したと報じられているわけでございますが、この交付税措置の額はどのようにして決められるのかということについては、6月の議会のときにもご説明申し上げました。交付税の算定基準というのは、特に教材費等教育費についていいますと、児童・生徒数、学級数、学校数等を測定

単位といたしまして、それぞれ小学校費とか中学校費の、まず基準財政需要額等が算定されるわけでございます。その一部の中に教材費が計上されているところでございます、そういった意味では、教材費が幾らという個別の算出はしておりませんでしたので、その辺の把握は認識しなかったというところでございます。ちなみに申し上げますと、平成18年度の小・中学校の教材費の実際の歳出の決算額は194万7,000円でございます、交付税算定上の基準財政需要額は1,600万9,000円でございます。措置率としては12.2%という結果にはなっております。

#### 会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長いたします。

企画財政課長（土屋徳幸君） 続きまして、平成19年度、これから決算の審議をしていただくわけでございますけれども、今申し上げたように、決算額は228万8,000円、基準財政需要額は1,460万9,000円でございますので、措置率は15.7%、前年よりは3.5ポイント改善しているというような結果にはなっております。しかしながら、個別のこういった、いわゆる交付税措置に対しての決算額がいかであるかという部分については、今申し上げたとおり、教材費についてだけ申し上げますと、交付税の基準財政需要額に対する決算額はそのような低い数値になっているところでございますが、6月にも申し上げたとおり、教育費全体の割り当てをすれば、いわゆる交付税措置額をオーバーした状態での決算額になっているところでございます。

それは後ほど触れさせていただきますが、続いてのご質問は、教育費における基準財政需要額と交付税措置された額と実際に交付された額とは一致しないんだという説明もあったけれども、その関係はどうであるかということにつきましては、議員もご案内のとおりでございますが、交付税といいますのは、基準財政需要額に対して基準財政収入額との、その差について国が補てんをしてくれる制度でございます。したがって、基準財政需要額を100%くれるわけではございません。結果論から言いますと、平成19年度の決算上では、基準財政需要額は49億5,000万円、これに対して実際の交付額は21億7,000万円、交付率は43.87という状況になっているところでございます。

5点目の、本当に教材費の流用はあったのかというところでございますが、先ほども申し上げたとおり、ここで再度申し上げますが、教育費全体としては、6月でもご説明したとおりでございます。平成18年度決算においては2億4,311万2,000円でございます。したがって



して、これが交付税上のいわゆる財政需要額でございます。それに対しましての決算は、教育費全体では2億5,646万3,000円でございますので、そういった意味では、交付税の基準財政需要額との対比といたしましては105.5%ということで、1,335万1,000円、決算上は多く支出されていると。ちなみに、平成19年度においては、交付税上の需要額は2億4,220万5,000円でございますが、決算上は2億5,324万7,000円でございますので、104.6%、1,104万2,000円多く決算上では支出されているという状況でございます。

ポイントは、この最後になりますが、すべては借金返済第一主義、削りやすいところから削れという予算編成から来ているのではないかと、このような環境では教育委員会の独立性も保障できないのではないかとこのところでございます。

ただいま申し上げたとおり、特に教育費が削りやすいから削っているというわけではございません。また後ほど平成19年度の決算審査をしていただくわけでございますが、平成19年度における経常収支比率は90.5%でございます。90%を超えるような経常収支比率というのは、財政的にはほとんど硬直化した、余裕のない財政状況にあるということでございます。そういう状況の中で、いわゆる自主財源といいますか、普通税とか譲与税のいわゆる基準財政収入額で賄い切れるかというところでございます。ちなみに、平成19年度の当初予算で一般財源は66億4,000万円、平成19年度の基準財政需要額の措置額は49億5,000万円でございます。この差額の16億9,000万円が、そういった意味では、いわゆる一般財源といいますか、自由裁量できる範囲の財源というふうに考えてみますと、いわゆる交付税で、基準財政需要額で算定されない経費というのは多々あるわけでございます。ちなみに、平成19年度においては約21億円を超える基準財政需要額に算定されない経費というものがあるわけです。その内容というのはどういうものかということ、交付税措置されない元利償還金だとか、下水道特別会計への繰出金の都市計画税を除いた分だとか、いわゆる交付税の制度で拾われない経費、そういったものが21億円もあるわけです。そうしますと、先ほど言った、ある程度裁量が効く16億9,000万円と21億円を比較しますと、そういった意味では4億1,000万円ほど足りないわけです。どうしてもその辺をクリアするためには、交付税で措置されている財源をそちらのほうに持っていかざるを得ないというような財政構造になっていると。

したがって、何遍も申し上げますけれども、教育費につきましては、基準財政需要額との対比については、決算額上は100%を超える状態にはなっております。しかしながら、そういった意味では、下田市の全体の予算形態はそういう厳しい状況にある。簡単に言いますと、交付税で100%見ていただければ何ら心配もないわけでございますが、交付税制度と

というのはそういうものではございません。そういった意味では、前回伊藤議員のほうから、交付税を上回って支出するのは当然だと、市の一般財源といいますか、自主財源があるんだから、オーバーしている部分はそれで補えば当然だと言いますけれども、交付税の交付率もございますし、そういった意味では、交付税が基準財政需要額丸々来ていただければ左うちわでできるでしょうけれども、そういった財政状況ではない。

重ねて申し上げますが、すべては借金返済主義というわけではございません。それは、今後の財政再建法制に基づく制度に対応しなければならないという一方の足かせもあるわけがございます。そういった中で、削りやすいところから削れというような、特に教育費が削りやすいから削るといったものではないということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、予算につきましては、今企画財政課長からお答えいただきましたので、私のほうからは触れないことにいたします。

教育長と委員長の違い、それぞれの法的根拠、権限、そして、教育長に一本化できないかというようなご質問がございました。

法的根拠でございますが、これは、ご承知のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中の12条に、委員長につきましては教育委員の中から選挙によって選ぶと。そして、委員長は会議を主宰し、教育委員会を代表するとうたわれております。教育長につきましては、16条において、教育長は委員長を除く委員の中から教育委員会が任命することによって規定されております。また、教育長の権限というよりも職務につきましては、教育委員会で決めました教育行政を教育長が事務局の長として進めていくという権限となっております。

そして、教育委員、教育委員長、教育長のそれぞれの報酬、給与はということでございますが、それぞれにつきましては、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定されておまして、委員長につきましては月額3万円、その他の委員につきましては月額2万5,000円となっております。また、教育長につきましては、下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例により定められておりますが、現在のところは一部改正されておまして、10%カットということで月額が決まっております。

そして、教育委員の人数についてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成19年の地方教育行政に関する法律の改正によりまして、ただし書きで、条例によって市の教育委員会の

人数を6人以上の委員をもって組織できることとなっております。しかしながら、合議制の組織ということをお勧めいたしますと、下田市にあっては、現時点では、現在の5人でもよいのではないかとこのように考えております。

教育予算について、交付税関係につきましては企画財政課からお答えいただいたわけですが、確かに、教育委員会の予算的な独立性の保障ということでございますが、教育委員会は、独立した執行機関ということではございませんけれども、独自の財源を持っているわけではございません。下田市という地方公共団体の一機関であることから、下田市の財政に全く無関係ということではございませんで、下田市の財政と一体であるということが言えると思います。地教行法の第29条に教育委員会の意見聴取が規定されまして、地方公共団体の長は、予算のうち教育に関する事務について、議会の議決を経る議案作成に際し教育委員会の意見を聞かなければならないと規定しております。しかしながら、独立執行機関の教育委員会といいたしても、その処理する教育行政事務は地方公共団体の事務の一部であります。全くほかの事務と隔絶して運営することはできないということになりますので、教育事務がほかの事務と調整、均衡を保つことによって、初めて教育行政が成り立つんだと、健全な発展ができるんだと、そういうふうなものというふうに理解しております。

そういう趣旨を十分理解いたしまして、事務局といたしましては、必要なものは本当に精選して要望させていただくというようなことで、教育委員会と協議してまいりたいというふうに思っております。その中で、予算編成を獲得したいというふうに考えております。

個々の教育課題についての中で、学校等再編について、これからどのように考え、どのように進めていくのかというご質問でございますが、再編整備審議会につきましては、その設置の経過というものが、人口減少社会、少子・高齢化、経済の停滞、それに伴う税収の減少などのすごい社会的変化の中で、行財政改革を進める必要があると。そういう中で、教育においても、少子化という現実による下田市における小・中学校のあり方、幼稚園の教育環境のあり方、そういうことも見直す必要があると、そういう観点から再編整備審議会が設置されたわけでございます。

再編整備審議会の審議の経過においては、やはり、在籍しております児童・生徒、この子供たちの学習環境ですとか教育環境をどうするべきかという、そういう観点から審議がなされてまいりまして、答申に至っております。そういうことから、今後学校再編等の考え方につきましても、このような考え方でいくのかというふうに、基本姿勢は変わらないのではないかというふうに考えております。この再編整備審議会、今回の答申につきましては、10年

を目安に立てておりますもので、今後状況が変わるとかそういうことがあれば、当然見直しをしていくということになるかと思えます。

また、鈴木議員から、少ない予算を効率的に活用するためにも再編を考えなければならないというようなご指摘があったわけではありますが、そういうことも今後検討していくかどうか、その辺について、今までも子供第一、子供の教育環境第一に来ておりましたもので、その考えは変わらないというふうに思っております。

続いて、食育でございますが、下田市においては、静岡県食育計画、ゼロ歳から始まる静岡の食育、これに基づきまして、食育啓発リーフレット等で、食に関する基礎知識の向上、親子料理教室の開催、農作物の栽培等、食をつくる機会の充実を図っております。また、市内保育園、幼稚園、小・中学校の食育担当者、県賀茂保健所職員 これは栄養士さんなんですけど調理場の栄養士、保健師、養護の先生、食生活推進員、こういう方々が集まった食育連絡会をつくっております、情報を交換しております。そういう中から、下田においての幼保から中学までの継続的に食育教育ができるような体制をつくっております。

また、地場産品の積極的な活用を目標にしておりますふるさと給食週間というものがございます。これには、地元の食文化や伝統料理を再発見、親しむ機会を取り入れるというようなことでやっておりますが、今年度は、地場産品の活用率は40%ほどでございます。また、日々のメニューに月数回程度、地場産品を1品は入れるよう努力しているということでございますが、地産地消の点からいっても、調達の点で難があるというようなことで、回数は少ないながらも努力しているということでございます。

保育所におきまして、静岡県の食育計画に基づいて食育計画をそれぞれの園で立てて、園と栄養士で取り組んでおり、園児に対する栄養士が講師として出かけて講話をしたりとか、あるいは農作物の栽培、調理、実践等を進めております。また、保護者に対しましてアンケートも実施しているということでございます。地場産品につきましては、現在業者と協力し合って実践中であるというようなことで、平均的な利用率は50%を使用しているという報告を受けております。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトでございますが、これにつきましては、残念ながら詳しいものが教育委員会には今のところ回ってきていないということで、十分把握をしてはおりませんが、すべての小学校の公立校を1週間程度農山漁村にということでございますが、下田市では、農山漁村、これが内包されているというようなことで、できるかどうかかわからないのですが、よそにわざわざ行かなくても、地元でできることは地元で実施できれば

なというふうに考えております。例えば、下田小学校の子供たちがよその地域の田植えへ行って、秋にはそれを収穫する、あるいは須崎へ行って船に乗って釣りをして干物をつくるとか、そういうようなことが1週間程度の日数が下田の中でできたらいいなというふうな考えを持っています。

また、その受け入れ方についてなんですが、これは教育委員会が受け入れるということではないんですが、関係部署と連携しまして、教育面で教育委員会として支援できることがあれば、協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 今の学校教育課長の最後の子ども農山漁村交流プロジェクトについて、観光面ということから少し補足といいますが、考え方を述べさせていただきたいと思えます。

先ほど議員さんのほうからお話がありましたように、国の3省連携ということで、基本的には農林水産省がリーダーシップをとって動いているもののようです。下田市では、教育旅行協議会というのが、民宿を中心として、地区としては白浜、外浦、須崎、田牛の4地区ですけれども、ここ数年になります、この二、三年はトータルで五、六千人ぐらいを、主に中学生なんですけれども、受け入れております。最大では1学年200名規模とか、まとめて来られたりということもありまして、そういう意味では、昨年の末に発表されたものですから、最初はこれがぴったりはまるのかなということで、市のほうの企画調整の担当者と私どもの観光交流課の担当者と最初協議を進めておりました。

国・県の担当部局が賀茂農林事務所とか関東農政局ということで、こちらにもこの2月に出張してまいりました。そういうことで、受け入れ体制としての体験プログラムも豊富にありまして、体制も十分に整っているというよう自負もありました。民宿等も協議会の方々ともお話しして、可能性はあるのかなということで、モデル地区、平成20年度は40地区ということですが、それを大きな期待を持って進めてきたところです。ただ、国のほうもまだ試行錯誤ということで、方向がいろいろ変わってきておまして、基本的には、小学生を対象ということが大原則ということで、下田の場合はほとんど中学校ということもありますことや、それから、基本的には観光というよりも農村漁村への個人民泊、よくいうホームステイというような、そういうものを主体としたプログラムだということで、今回残念ながらそういう意味でのモデル地区にははまらないということで、申請まで至らなかったわけです。

申請のための準備はしてきたのですが、申請までにはまらなかったと。そういうことで、残念ながら平成20年度はいろいろな情報を得るといふ方向に切りかえまして、今、いろいろな情報が、1週間に一遍ぐらいずつ国や県のほうから入ってきております。

国・県も、5年後にすべての小学校で実施するというようなことになっておるようすけれども、今後この40地区から、来年度か再来年度には、今度はその10倍ぐらいの400地区、500地区にモデル地区をつくっていくということでもありますので、その辺を目指して、どの程度個人家庭で、農家、漁家というんですか、そういったところに100人規模の子供たちが泊まれる体制が本当に全国的にできるのかどうかわかりませんので、もしかすると、多少規模の小さい民宿等で可能になるというような方向性も出てくる希望を持っておりますので、そうなれば下田の教育旅行もはまってくるのではないかというようなことで、そういう期待を持って進めていきたいと思っております。教育旅行協議会のほうのメンバーの方々も、学校単位であれば受け入れるという体制ができておりますので、これが小・中学校まで広がるようなことになればかなり期待が持てるのかなと、地域おこしにもなるのかなということ考えております。

現状ではそういったところで進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 4時23分休憩

午後 4時33分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番 鈴木 敬君の一般質問を続けます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） 景観市民まちづくり会議の状況ですけれども、平成20、21年度と、計画、条例を策定する予定になっております。当然、計画を先につくって、それに沿って、計画が実行できる条例を次につくっていく形になろうかと思っております。

本年度は、5月にまち遺産という形で議論しています。まち遺産という言葉が市民にわか

りやすいのかどうかということ、まち遺産って何というような話です。まち遺産は、本物、誇り、地域性、永続性、では分類は、自然、歴史、文化、人の暮らし、そういったことをいかに具体的にイラストやキーワードで示していくのかと、そのようなことを議論しております。8月には、届け出行為の制限内容。では、具体的に下田市全域はどうするの、めり張りを持たせるためには全域だけではなくて、海岸線、あるいは旧町内はどうするの、さらに、その中でも重点地区はさらに色濃いものにすると、そういう議論をしています。具体的には、全体は高さを10メートル以上にすると、12メートル以上にすると、面積はどうするの、では、その次のゾーンは、最も力を入れるべき部分はどうか、そういった議論をしています。次に、10月には、先ほどのまち遺産登録制度を設けようか、そうしたらどうしたらいいのという議論をしようかと思っています。12月には、少し条例にも入っていかないと追いつかないということで、12月には条例にも入っていきたいと思っています。そんな中で、平成20年度内に、まずは計画をある程度まとめたい。さらに、まとまった段階で議員の皆様方にもご報告申し上げて意見をいただきたい。その前に、当然地域に出向いて市民の意見をいただいていく、その中で固めていきたいと。

今現在、そんな中で2つ大きな課題があるんですけども、1つ目は、そのまち遺産をどのようにしたら後世にうまく残せるのだろうか、非常に難しいポイントとなって。2つ目は、では、どうしたら下田の景観をどのような形で誘導できるのか、それもまた大きな難しい課題なんです。現在、委員は16名おります。皆さんそれぞれの思いを持った方々ですので、熱い議論をしています。当面はその議論の中でいろいろよいものができていくのかなと、そういうふうに信じております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 再質問をします。

まず、教育のほうのことにしても、教育委員会のあり方でもっともメインなのは、政治的な中立性を確保することだというふうな教育長のお考えがありましたが、政治的な中立性というのはかなり難しい内容でありまして、何をもって政治的な中立性とするのか難しい。単に戦争反対とかということなのか。そんなことではなくして、基本的な道徳とか常識、そういうものを教えることでさえも政治問題化することもありますし、例えば、男女共同参画だとか、ジェンダーフリーだとか、そういうこともやりようによっては政治問題化する。そういうふうなところで、政治的な中立性の確保というのはすごく難しいという

ふうに基本的な認識を持っているんですけども、教育長は何をもって政治的な中立性というのか、その確保はどういうふうにするのか、そこら辺のところをまず1点お聞きします。

それと、2点目、教育振興基本計画なんですけれども、教育長は教育委員会としていろいろな指示を出しているとおっしゃっています。いろいろな指示があるようなんですけれども、そこら辺のところを1つの形にまとめたもの、それがまさしく教育振興基本計画であると思うんですけども、下田市としてはこのような教育をしていくんだというふうなことを1つの形にまとめたもの、そういうものが必要であるし、そういうものをつくれというふうに国のほうでも言っているのではないかと思います。個別にああだこうだ、ああしろこうしろというふうなことではなくして、それらをまとめて集大成したものをつくれというふうな要請だというふうに私は理解しているんですけども、そこら辺はどうなのかお聞きします。

教育長と教育委員長の差というのはどこら辺にあるのかわかりにくいということが、これは、教育長自身の身分が非常にわかりにくいというところがありまして、教育委員は、基本的には見識のある人というふうな、一般人というのかな、そういうところから選ばれる方だと思いますが、教育長になると、今後はこれが地方公務員になるというふうなところら辺がありまして、給料も明確な数字は出されませんでした、それはいいんですけども、いろいろな面で差があります。権限も普通の教育委員と教育長とはかなり、事務的にはとにかく教育長が一番大きな権限を持っているわけですし、そこら辺でかなり違うというか、教育長がすごく大きな力というんですか、教育全般においても影響力を持っている、そういうふうに私は受け取っておるんですけども、そこら辺のところ、では教育長とは何なのかというふうなところがわかりにくい。そこら辺が、教育委員会そのものに対するわかりにくさというものになっているのではないかなというふうな観点からお尋ねしたわけですし、できたらもう1回そこら辺の教育長と教育委員長の役割分担なり何なりを教えてくださいたいと思います。

もう1点、質問したんですけどもお答えがなかったんですけども、教育委員会の公開性、いかにしてオープンにするのか、第6条で教育委員会は公開せよというふうなこともありますし、また、教育委員会の会議は公開するということと、また、教育委員会は執行の状況について点検及び評価を行い、それを議会にも提出し、また公表しなければならないというふうなこともあります。これは、改正地方教育行政法の中であるとしたらこれからのことだと思いますけれども、これをどういうふうにしていくのか、どのようにして、教育委員会そのものの姿を、市民の目にも、また議会にとってもわかりやすい形で教育委員会のほうで



提示してくれるのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

あと、教育委員会の地方分権だとか独自性の問題、これは教職員の身分だとか、県費教職員に対する義務教育国庫負担法だとか、教職員自身に対する給与が国・県から出ているということで、教職員自身に対する市町の権限というのがなかなか及びにくいのではないかというふうなところから、そこら辺のところをどのようにして。何ととっても、地域における独立的な教育をしていくその最前線は学校でありますので、学校の校長先生、教頭先生、以下教諭の人たち、この人たちをどのような形で地域の教育に携わってもらえるのか、その人々に対する指揮命令系統等々が、もし人事権が県とかにあるのであれば、どれだけ地方の教育委員会の力が及ぶのか、そういう観点でお聞きしたようなわけなんです。

あと教育予算に関してなんですけれども、企画財政課長から説明いただきましたが、半分以上はちょっと理解できなかったんです。1つは、基準財政需要額で算定されている金額が、教育に関して2億4,000万円ぐらいで、それに対して下田市は2億5,000万円ぐらい予算的措置をしているというふうな説明がありましたけれども、その数字というのは何をもち、2億5,000万円というのは何の数字なのかがちょっとわからなかったもので、その説明をもう一度お願いしたいというふうに思います。

教育に関しては、とりあえずそれだけお願いします。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、順次お答えをしたいと思います。

まず、政治的中立というのは、今、現実に教育委員会が、教育委員をもって教育委員会を組織している。そして、その中で教育のあり方を審議して、その方向性をしっかり定める中で教育行政を行っていくと、こういう状況にあらうかと思います。考えてみますと、教育の本来の目的は、豊かな人間性の育成、そして確かな人権を考えながら人間性を育成していくという、そういう点においては、やはり、その人の人権がしっかりと守られるということが特に大事ではないか、そういう意味で、この教育行政そのものが政治的な中立を強く要請されていると、私はこのように思っています。そういう意味で政治的な中立という言葉を使ったわけですが、そういう意味では、その人が自分の判断で生きていく、そのための力をつけるという、そういうことで教育委員会の独立性というものが求められてきているのではないかと、このように解釈をしていると、こういうことでございます。十分な答えになったかどうか分かりませんが、そういう意味でとらえております。

それから、教育長の立場が、教育長になると公務員になるということで、それなりの給料

があって、その給料が高いのかという、そういうことにもなってくるかと思うんですが、これについては、条例で定められているという中で、また、教育行政の事務を担当するその部署の責任者であると。ですから、教育行政を任されている、その責任者というように私は思っております。ですから、教育委員さんは、教育委員会の中で、1つの教育行政の方向がどうなのか、やはり、そのこのところを、方向性について審議をしていただく、そういう立場ではないのか、このように思っております。それだけに、私の立場は、教育行政の事務を引き受ける、そしてそれを進めていく責任者、このように思っております。

それから、人事の関係の問題でございますけれども、今、県費負担教職員につきましては、任命権者は静岡県の教育委員会にあるわけです。ですから、私たちは内申はすることはできるわけですが、人事について最終決定をすることは、今のところはできていないということになるわけです。ですから、今後それがどういう形で変わってくるか、これについてはまだ何とも言えないわけですが、現在のところは任命権者は静岡県教育委員会、こういうこととなっております。ただ、私たちは本当に、賀茂地区、あるいは下田市、それぞれ各校の実情に合わせまして、どういう人事をすれば一番効率的ないい教育ができるか、そういうところに視点を向けながら人事のほうを考えていきたい、このように思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 議員さんからは、教育委員会の活動の自己点検評価というようなご質問があったかと思えます。これにつきましても、今、我々も考えているところなんですが、それぞれ独自の評価をするのもいいんでしょうが、やはり、評価をするということは、ほかの市町、ほかの教育行政と比べるとというような観点もあろうかと思えます。そういう面でいきますと、やはり、基準的なものが決められて、それによって評価をしていって、どこと比べてどうなんだと、そういうふうなことが必要かと思えます。そういうことで、県、あるいは先進市等で今後まとめられていくと思えますので、その辺を参考にしながら下田市としても対応していきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 申しわけございませんでした。一言説明が足らなかったということで、具体的に言いますと、平成18年度のいわゆる教育費といいますか、教材費の関係で、教育費全体でございますが、2億4,311万2,000円の交付税措置に対して決算が2億5,646万3,000円だと、措置率といいますか、充足率としては105.5%で、基準財政需要額よ

りも1,335万1,000円多く支出していますと。これは平成19年度も同じようにいただいているわけですけれども、これがどういう数字なのかというお話でございますが、申しわけございません、交付税とかそういう話をする場合には、大体一般財源ベースという考え方で物事をとらえていただきたい。だから予算ベースではございませんので、そういう意味では乖離しているということでございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） その数字が、いわゆる新聞に報道された、下田市は交付税措置された分を12%しか予算化していない、88%は他に流用されているという、その報道と、今の課長の数字は、2億4,000万円交付税措置されているけれども、実際には2億5,000万円以上教育予算を使っているんだというような、その数字が余りにもギャップが大き過ぎるので、何を基準にして、新聞報道は一体どこから出てきた数字なのかというようなところがまだよくわからないので、これは今ではなくて後日でもいいですけれども、もう1回わかりやすい形で説明いただくようお願いいたします。

それともう1点、教育委員会の公開性の問題。要するに、先ほど質問趣意書で言いましたが、地方教育行政法第13条には、教育委員会の会議は公表するとあります。27条には、教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとあります。この条文についてどういうふうに考えるのか、どういうふうにこれを実行するのかというふうなことをお聞きしているわけです。

以上2点、再度お願いします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） どうも大変失礼いたしました。

確かに、13条の中で、教育委員会の会議は公開する、こういうふうになっているわけですが、教育委員会は当然秘密会ということはとっておりませんで、先日の委員会の中でも、いついつ委員会を開くというようなことを新聞に載せるとか、そういうご指摘をいただいたところでございます。それですので、今後そういう教育委員会の開催日等も、告示はしているわけなんです、一般の市民の方々にもわかりやすいようにお知らせして、傍聴等、そういうことをしていただくことができますので、お知らせしていきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 学校教育課長、もう1点、答弁お願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。これにつきましては、法が改正された中で新しい取り組みというようなことですので、今のところ、今後どういうふうにしていくかということを検討させていただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） よろしく検討をお願いします。

続いて、観光に関して再度1つ2つお聞きしたいと思います。

1つは景観のことなんですけれども、景観に関して、このところさまざまな動きが出ております。先ほどの沢村邸の問題、あるいは旧南豆製氷の問題、市長もおっしゃいました日待坂下の小さな古い蔵を使った動き、あるいは、町中旧二丁目にある榎田さんの蔵がNPO地域再創生プログラムによって半年間実際に活用されるような動きがある。あるいはまた、何かしら、旧一力があつた加田さんのおたく、川沿いのあそこ、そこの調査をしましょうというふうな、これは補助金がついてやるみたいなんですけれども、景観ワークショップというのが催されるとか、そのほかにも、景観に関するさまざまな動きが出ています。これはいい機会ですので、ぜひともそのようなさまざまな動きをもっと市民に広報しながら、どうやって下田の景観をよりよくしていくのかという運動を、今回質問から外しましたけれども、来年の国民文化祭、町中を歩いて、そういう歴史建造物からいろいろなものをもう一回アピールしていこうというようなことであると思います。そういうふうなさまざまな動きもありますので、この機会に、景観を一つの下田の観光の核として、もう一回しっかり取り組んで、景観的にもいろいろな観光客が呼べるようなものをつくっていくというふうなことが大事ではないかというふうに思います。

それともう一つ、ふるさと子ども夢学校の問題です。これに取り組むということは、まさしく、今、下田の観光に問われている農業、漁業等々をどのようにして観光的要素まで高めていくのかというふうな問題、また、食育の問題も、地場の食材をどれだけ活用していくのかというふうなことを通じて、下田の農業、漁業等々をどうやってよりよくしていくのかという問題と同じ問題であるわけですので、単に教育的な問題だけでなく、こういうふうなことを市の全体のプロジェクトとして取り組むことによって、下田の魅力をより高めていくことができるというふうなことで、これは大変具体的な、取り組むべきよい対象であるというふうに思っております。

ですから、単に市だけが取り組んでいけばいいということでもないし、単に宿泊業者が取

り組めばいいということではないし、下田のさまざまな業界の人たちがみんなプロジェクトをつくって取り組むべき事業であるというふうに思っております。それをなし得るのは、とにかく、市が積極的にそういういろいろなところに働きかけて……

議長（増田 清君） 3分前です。

5番（鈴木 敬君） そういう会合とかをどんどん組織していくというふうなこと、今市の力量自体というようなことも問われています。ですから、この事業を本当にこれからの下田の観光に生かしていくためには、どのようにして全市的な取り組み体制をつくることができるのか、それを市はどういうふうな形で、観光課なのか、窓口がどこになるのかわかりませんが、市としてどのように総力を挙げて取り組んでいくのかというふうなことが問われていると思います。そういう観点からもう1回質問します。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 先ほどの下田旧町内でのいろいろな建物の動きということで、その中で、1つは、一丁目の伊豆石づくりの建物の中で景観のワークショップを考えております。先ほどちょっと触れました、いかにして保存するのか、過程も踏まえないと保存ができないということで、一般の民家、今まで営業されていたお店なんですけれども、そこについてワークショップという形で探ってみようということの中で、景観の施策、あるいは景観の、町中をどうするかとか盛り上がり高めようかと考えています。議員さんのご指摘のとおり、まちの中でいろいろな動きがありますので、それらの動きを大切にしながら、よいきっかけですので、それらを踏まえて景観をどうするかという盛り上がり高めたいと思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 観光の観点から2点、大きなお話なのでお答えはなかなか難しいんですけども、まず、今建設課の関係で景観というお話が出たので、その辺で。

現状、歴史的建造物の条例がございます。それに景観計画の中で一緒に検討されているところですけども、現状、やはり、なまこ壁とか、そういった建物を有効に利用していくために、先ほど来年の国民文化祭のお話も出ていましたが、それにちょっとぶつけようかとは、私も企画委員になっておりますので、そういう提案もその前の段階でさせていただいたりしたんです。とりあえずその前段で、今年まだ完全に決まっていないうんですけども、今準備をしているところです。11月に、このなまこ壁のところや各商店を回って、クイズ形式で、ウォークラリーというんですか、そういったものを少しやってみようかと。10店舗ぐらい、

もしくは古い建物にヒントをつくって、ゴールすると。商店街等の協力も得なければならないのですが、そういったことでそういう建物を有効に利用していくというような、具体的にお客様が建物を回って、商店ならばコミュニケーションをとっていただくというような、そういう経過を見ながら、具体的に有効利用できるような方向を少し、これはテスト的な3日間だけのイベントですけれども、それは計画しております。

それから、子ども農山漁村交流プロジェクトにつきましてですが、これはどのようにして観光に取り組んでいくかということで、基本的には、本プロジェクトの基本方針という最初に出された文書によりますと、観光という言葉は一言も入っていないんですけれども、やはり、観光は総合産業だというご指摘のとおり、すべてがまじって最終的に観光になっていくというようなことは、まさにそのとおりだと思っております。これは、もちろん、市の内部の部局のそれぞれの協力も必要ですし、そして、観光も、先ほど言った教育旅行を核にして、これからやはり国の方針も変わってくると思いますので、その辺がうまくいきますようにということで、国・県とも情報を切らさないようにして進めていきたいというふうに思っています。少し抽象的な答えになってしまいますが、なかなかこれは難しい、非常に大きい問題ですので、慎重に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 5時01分散会